

「熊本の民俗文化とその魅力

―民俗文化財の記録と保護に関するミニ・シンポジウム― 講演録

日時：平成二十七年六月二一日 一三時～一七時
場所：熊本市立熊本博物館 特別展示室

プログラム

【基調講演1】

「御田祭の記録資料をめぐって ―作成者の立場と意図―」

熊本県文化財保護審議会委員

元熊本博物館協議会委員 佐藤 征子氏

【基調講演2】

「無形の民俗文化財を記録すること

―国選択制度と記録保存の意義―

文化庁伝統文化課 民俗文化財部門

文化財調査官 前田 俊一郎氏

【報告1】

「渋江家文書について

―儒学者・渋江公正の配札記録を中心に―

リデル、ライト記念館 館長 緒方 晶子氏

【報告2】

「祭礼を記録するということ ―八代妙見祭の場合―」

八代市博物館未来の森ミュージアム 学芸員 早瀬 輝美氏

【報告3】

「藤崎八幡宮御神宝の公開について

―文化財公開の意義と保護―

藤崎八幡宮 権宮司 岩下 通弘氏

【パネルディスカッション】

「民俗文化財の記録保存を進めるには」

コーディネーター 熊本大学文学部 准教授

鈴木 寛之氏

【総括】

熊本県企画振興部 熊本県博物館ネットワークセンター

國本 信夫氏

※ シンポジウム企画立案及び司会

熊本博物館 学芸員 福西大輔

1、挨拶

福西▼ お時間となりました。今日は、ご来館いただきありがとうございます。うございます。本日の司会をさせていただきます、熊本博物館の学芸員・福西大輔と申します。よろしくお願ひします。

まず、当館の館長・原田哲朗が挨拶を致します。

① 開会の挨拶

熊本博物館 館長 原田 哲朗

本日はお忙しい中、シンポジウムにご参加いただきありがとうございます。当館で民俗に関するシンポジウムは、昨年に引き続き二回目になります。主催者を代表しまして挨拶させていただきます。熊本市も政令指定都市になり、三年目を迎えました。地域の特色を活かしたまちづくりを行なうということが大きな課題になっております。そのためには地域の歴史や文化をふまえることが大切でもあります。その中でも一般庶民の文化や慣習である民俗文化を知っていくことも重要だと考えております。

そして、近年、八代市妙見祭が国指定無形民俗文化財になり、荒尾市の野原八幡宮風流などが「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」になったこともあり、熊本市民の中にも民俗文化財への関心が高まっていると感じております。

また、熊本博物館は開館以来の大規模なリニューアルを計画しており、民俗も含めた展示の全面見直しを予定しております。実は、この会場での、このような会が開かれるのは最後になります。非常

に記念すべきものになります。このような時に皆様とシンポジウムで民俗について一緒に考える機会を得たことを光栄に思っています。今回は熊本大学の鈴木先生が主催する熊本木曜談話会と共催という形で行なうことになりました。熊本木曜談話会は熊本の民俗研究者の集まりだと聞いております。

熊本木曜談話会の方をはじめ、本日はお忙しい中、熊本県文化財保護審議会委員の佐藤征子先生、文化庁伝統文化課の前田俊一郎先生、リデル、ライト両女子記念館・館長の緒方晶子先生、八代市博物館未来の森ミュージアムの早瀬輝美先生、藤崎八幡宮の権宮司・岩下通弘先生、そして熊本大学准教授・鈴木寛之先生、熊本県博物館ネットワークの國本信夫先生などの多くの専門家に御講演・御報告などをお願いしております。お引き受けいただき、心より感謝申し上げます。

本日のシンポジウムは私も楽しみにしてきました。皆様と一緒に熊本の民俗文化財を少しでも勉強できたらなと思っております。少し長時間になりますが、どうぞ最後までよろしくお願ひします。



原田哲朗

福西▼ 続きまして、今回のシンポジウムの共催者である「熊本木曜談話会」代表、熊本大学准教授・鈴木寛之から挨拶を致します。

② 熊本木曜談話会代表挨拶

熊本大学准教授

鈴木 寛之氏

皆様、こんにちは。本日はお越しいただき、ありがとうございます。熊本木曜談話会を主催しております、熊本大学で民俗学の教員をしております鈴木寛之です。木曜談話会という集まりを熊本大学で毎月第三木曜日の夜、行なうようになって、一二年になります。あまりオープンにしている会でなく、身内で行なっている会なので、皆さんに御周知する機会がなく申し訳ないと思っておりますが……。

私が二〇〇二年に熊本大学に着任して、亡くなられてしまいました。『阿蘇神社祭祀の研究』をまとめられた村崎真智子さんと、最初は二人で行なっていました。阿蘇神社の祭りを中心に研究会を行なっていたのですが、熊本にはたくさん、全国的に見ても価値のある祭りがあり、多くの民俗研究者を集めて研究会を行なつたらどうかという村崎さんの御提案を受け、今日の講演者である佐藤征子さんや、在野の民俗研究者である江口司さんの二人をご紹介します。ただきました。それから徐々にメンバーの紹介の紹介によつて参加人数が増え、今に至るまで月に一回木曜談話会という形で行なわれるようになりました。木曜談話会という名前は、柳田國男が民俗研究者を集めて主催していた木曜会という団体がありまして、それに倣ってつけたものです。しっかりとした研究発表の場ではなく、もう少し気楽に民俗文化について談話ができる場がほしいということ。で談話会という形で開催しております。村崎真智子さん、江口司さ

んのお二人は五〇代の若さで残念ながら亡くなってしまいました。

二〇〇八年には日本民俗学会の年会を、この木曜談話会を基盤として、熊本大学で開催することができました。本日は熊本博物館の福西さんのお力添えによつて、このような機会を設けていただき感謝いたします。前回、熊本博物館では「藤崎八幡宮の例大祭とまちづくり」と題して、熊本市の藤崎八幡宮と河尻神宮の二つの例大祭を中心としたシンポジウムを行ないましたが、本日は「熊本の民俗文化とその魅力」と題して行ないます。熊本の民俗文化の代表的なものを幾つか取り上げます。今回は、人吉・天草などの地域は取り上げておりませんし、それ以外にもさまざまな重要なものがありますので、今日は、こうしたことを考える最初の機会としたいと思います。熊本の民俗文化のどのあたりが全国的に見ても重要な点を持っているのか、皆様と考えていければと思っております。今回を皮切りとしまして、こういったことを継続的に実施することを考えております。本日は長時間になりますが、どうぞよろしく願います。



鈴木寛之氏

2、開催趣旨

福西 大輔

本日の「熊本の民俗文化とその魅力―民俗文化財の記録と保護に関するミニ・シンポジウム―」の開催趣旨を簡単にご説明します。

お祭りをはじめとする民俗文化財の保護と活用が議論される中、記録が重要な意味を持つようになってきています。熊本は山・平野・海と変化に富んだ自然環境を有し、民俗文化が多様にも関わらず、その記録や保護が十分に進んでいないという指摘もあります。本シンポジウムでは民俗文化財の記録や保存を進めるにはどうすれば良いのか、広い視点に立つて考えていきたいと思っています。

本日は、こうした趣旨に沿って、二名の方に講演と三名の方に報告をいただいた上で、会場を交えパネルディスカッションを行ないたいと思っています。そのため、ご意見・ご感想のある方は、事前に配布させていただきました質問用紙に質問事項をご記入いただきたいと思います。講演・報告が終わった後の二回目の休憩時間中に回収させていただきますと思っています。

まず、一つ目のご講演ですが、「御田祭の記録資料をめぐって―作成者の立場と意図―」というタイトルで佐藤征子先生にお話いただきます。御田祭りとは、阿蘇神社で行なわれる国指定重要無形文化財になっている「阿蘇の農耕祭事」の構成要素になっている一つの行事で、白い衣を着た宇奈利の行列で知られています。このお祭りに関しては、阿蘇家文書などに記録が残されています。こういった意図で人々は記録を残してきたのか、ご講演いただく予定であります。

続きまして、「無形の民俗文化財を記録すること―国選択制度と記録保存の意義―」というタイトルで、前田俊一郎先生にはご講

演をいただきます。国がいかにして民俗文化財を記録してきたのか、そして記録して残そうとしているのかについて、熊本の事例を交えながらお話いただく予定であります。

一五分休憩を挟みまして、三つの報告になります。

まず、一つ目は「渋江家文書について―儒学者渋江公正の配札記録を中心に―」というタイトルで緒方晶子先生にはお話をいただきます。渋江家は水神を祀る神社の神主を代々務めている家で、その家には多くの文書が残っています。今回は御札を配った記録、配札記録を通して民俗と文書の関わり、そして民俗を記録保存していく上での文書の役割についてお話をいただく予定であります。

二つ目には「祭礼を記録するということ―八代妙見祭の場合―」というタイトルで早瀬輝美先生にご報告をお願いしております。八代妙見祭は平成二三年に国指定重要無形民俗文化財に指定されました。指定に向けての博物館が果たしてきた役割、特に記録を中心に、指定後の活動についてもお話をいただく予定です。

そして、最後に「藤崎八幡宮御神宝の公開について―文化財公開の意義と保護―」というタイトルで藤崎八幡宮権宮司の岩下通弘先生にお話をいただきます。藤崎八幡宮の例大祭は、熊本の祭りを考える上では欠かすことのできないものです。近年では、無形民俗



会場の様子

文化財にしようという運動も氏子さんたちを中心に起きております。実際、奉納行事の一つである新町の獅子舞は市の指定文化財になっており、御神像は国指定重要文化財になっています。こうした中、昨年、県立美術館で藤崎八幡宮の御神宝を広く公開されました。神職という立場から記録と保存についてお話いただく予定であります。

再び一五分の休憩を挟み、その後に、ご講演をいただいた方を中心に「民俗文化財の記録保存を進めるには・・・」というテーマでパネルディスカッションをしていただきたいと思います。コーディネーターを鈴木寛之先生にお願いしております。この場で会場からの質問も答えていただく予定であります。

最後に総括として熊本県博物館ネットワークセンターの國本信夫先生にお話をいただき、終了を一七時と考えております。長い時間になりますが、お付き合いをお願い致します。

3、基調講演①

「御田祭の記録資料をめぐって ―作成者の立場と意図―」

熊本県文化財保護審議会委員

元熊本博物館協議会委員

佐藤 征子氏

はじめまして、佐藤と申します。まず、「御田祭」については皆さん、多くの方がご存知だと思いますが、一応、スケジュールを申し上げますと、御祭神を神輿に遷座しまして、御旅所あるいは御仮

屋とよばれるところを「御田」といい、お宮から「御田」に御幸して、そこで、「御田植式」、神輿に向って苗を投げることをします。一連の神事が終わると還御に就きまして、お宮に帰ったら、普段ならば入ることが出来ない、神様を祀っている神殿の周りを廻る、宮廻りをします。再び境内で、「御田植式」を行ない終わります。

新聞などでは阿蘇神社のものを取り上げますが、実は阿蘇ではもう一箇所、御田祭をやっているところがあります。国造神社といいまして、国造神社と阿蘇神社は非常に関係が深く、阿蘇神社の祭神・健甕龍命の子どもである速瓶玉命を祭神とするのが国造神社です。阿蘇神社よりも二日早くするもので、国造神社が七月二六日、阿蘇神社が七月二八日になり、今回の史料にも書かれておりますが、中世以来、まず国造神社でやってから二日後に阿蘇神社でやることを守っています。何故二日早くやるのかも非常に大きなテーマになりますが、今回はご紹介する時間がありませんので省きます。国造神社は「御田」が一箇所、阿蘇神社は、一の「御田」、二の「御田」といって、二箇所あります。神輿は国造神社が一基で、阿蘇神社は四基です。

具体的に現在行なわれている御田祭を、ご存知の方も多いと思いますが振り返りたいと思います。神事が一〇時から始まりまし



佐藤 征子氏

て、一〇時半には御幸（神幸）が出ます。その時出る門を「神幸門」といいます。普段は皆さん、楼門を通って参拝されますが、楼門の右手に神幸門があります。神幸門は閉じられております。御幸がスタートする時のみに門が開きます。御幸の列の最後が通れば門は再び閉じられます。神幸門を出て、一の「御田」につき、神輿をいれます。地面に新しく刈ったマコモが敷かれ、そこに四基の神輿を並べます。神様にお供え物をし、神職が祝詞を上げます。神事が行なわれた後、駕輿丁が御田の前に神輿を出しまして、神輿を担いでぐるぐる回します。この時、駕輿丁が田歌を歌い、神輿に向けて神職や氏子たちが早苗を投げます。「苗投げ」といい、お宮の方では「御田植式」といわれます。二の「御田」でも同様な事を行ない、還御します。この時通る門を「還御門」といいます。楼門の左手にあります。この門も御田祭の時のみ開かれます。先頭の人が通って、最後が通れば、門は再び閉ざされます。神輿の一行は神域に入り宮廻りがあります。そしてもう一回、境内で「苗投げ」があります。これが終わるのがだいたい一七時ぐらいになります。結構暑い日に一日のお付き合いということになります。

御田祭の記録として、今回紹介したいのは九点あります。最初は「阿蘇社年中神事次第写」で、資料1とします。東京大学史料編纂所が編纂した『大日本古文書阿蘇文書』は一から三までであり、『阿蘇文書二』に入っています。中世、江戸時代以前は阿蘇社と称していました。江戸時代には阿蘇宮と、明治以降が現在の阿蘇神社という呼称になりました。この史料は、誰がどんな役割を果たすのか、どういった準備をしないといけないのかなどが書かれていて、祭り

の次第が書かれているものではありません。正月から順に一二月まで書かれています。当時は六月二六日に御田祭がありました。阿蘇社は社家を中心に祭事が行なわれていましたが、恐らく社家のトップが書いた大事な記録で、毎年、これを見ながら、祭事の参考にしていたものだと思います。今でいう会社や役所の総務課に相当する人たちが書いたものだと思います。

それから資料2ですが、「阿蘇大宮司惟忠御田出仕次第写」という文書で、『阿蘇文書一』に入っているものです。寛正五年（一四六四）に阿蘇大宮司惟忠が出仕した記録です。六月二四日に北のお宮、現在の国造神社の御田に参ります。そして、六月二六日には下宮一二社の御田に出仕します。下宮一二社が現在の阿蘇神社です。何故、下宮というかといいますと、阿蘇は山頂の噴火口を神霊池と呼び、そこにいます神様が健磐龍命と史料には出ております。それで噴火口そのものを上宮としております。それに対して、麓のお宮のことを下宮としております。下宮が何時の頃に出来たのか、はつきりとわからないのですが、永正四年（一〇四九）に下宮が焼けたという記録がありますので、建つてすぐに焼けるということはないと考えると、九〇〇年代に既に建物があったと考えられます。この下宮は「近津御宮」とも書かれております。つまり、阿蘇神主家をはじめ、社家の人たちが住んでいる傍にお宮があったから「近津御宮」といったのだと思います。

阿蘇氏は宮地において、それから次第に勢力を伸ばし、南郷に拠点を移していきます。更に外輪山を越えまして、矢部をも勢力下に置きます。合わせて宇土半島の郡浦社、甲佐社、健軍社も阿蘇社の末

社に置かれるようになります。阿蘇の三大末社といえます。阿蘇氏は社家だけでなく武家の棟梁として活躍するようになります。

南北朝の頃に惟澄という人物が出てきて、南朝の熱心な支持者になって、自分は怪我を負いながらも南朝のために頑張ったという記録が阿蘇文書の中に出てきます。ほんとうに少ない仲間を引き連れ、戦っている様子を述べています。惟澄の子どもの時代になりますと南朝・北朝に分かれます。長男が矢部に拠点をおいて北朝を支持し、それから弟の方は南郷にいまして南朝方でした。両者を「矢部公方」・「南郷公方」と呼び、両者の対立は続きます。中央では明德三年（一三九二）に南北朝合一がありますが、阿蘇家ではその後も南北の対立が続きます。

そして、矢部公方の惟忠の時代、彼には子どもがいなく、宝徳三年（一四五二）に南郷公方から養子をもらい、阿蘇大宮司家は統一されます。惟忠のいる矢部が中心となり、寛正五年（一四六四）に惟忠が御田祭に出仕したのです。中世、大宮司が神事に出ることはないのですが、惟忠は矢部から家臣を引き連れやってきます。この史料に書かれていることは盃のやり取りです。御田に出仕して、自分が引き連れた部下、社家と神人そして供僧に盃を与えています。惟忠は武家の棟梁であると同時に神社側にとつても自分がトップであることを示す場として御田祭を利用したことを示す史料になっています。

これまでが中世の資料ですが、資料3の「阿蘇布理」は近世、江戸時代、宝暦六年（一七五六）頃に高本順が書いたものです。号を紫溟といひまして、細川藩の藩校・時習館の三代目の教授です。教

授といひますと今では大学に何人もいますが、当時の時習館では一人でした。あとは助教、訓導など呼ばれる人たちになります。初代は秋山玉山、二代目が藪孤山、そして高本紫溟になり、当時、細川藩を代表する学者でした。この高本紫溟は若い頃、宮地に住み、阿蘇家の神主の阿蘇惟典・惟馨父子とお付き合いをしており、歌の指導などをしてきました。その折、お祭りについて歌を詠んだものが「阿蘇布理」になります。歌を詠むと同時にお祭りはこういうものだとしており、そんなに長いものではありませんが、なかなか貴重な史料になります。

資料4は『肥後国誌』です。肥後の地誌で、村ごとにお宮のことやお寺のことなど様々なことが書いてあります。これは明和九年（一七七二）に森本一瑞によって書かれたものです。

資料5の「肥後国神祠正鑑」は岩下公幸が書いたもので、弘化四年（一八四七）に書かれております。岩下公幸は、高森の熊野坐神社の神職で、細川領内のお宮の社伝に基づき、祭神や社家の系譜について記したもので、貴重な史料です。今回、お見えになっております、藤崎宮・岩下様の四代ほど前のご先祖にあたる方になります。原本は岩下家に伝わっているのではないかと思っております。

資料6の「蘇溪温故」は誰が書いたものかわからないのですが、蘇溪つまり、阿蘇谷の古いことを書いたもので、阿蘇谷の地誌、風土記みたいなものです。手野古器の項があり、古城というところに隠居家を建てたところ、古器が出てきたと記述があります。現在、平井古墳と呼ばれています。弘化四年（一八四四）のことで、その後、二十二年経っていると書かれています。この記述から慶応二年

(一八六六)頃の著述ではないかと言われています。

それから資料7の「祭式古例調書控」になりますが、明治になって阿蘇神社が熊本県庁に出した資料です。祭りのやり方の古いものを調べて県庁に出したものです。県庁に公文書が残っているのならば、何処からか出てくると思います。明治二五年に書かれたものです。

資料8は昭和三〇年に熊本県神社庁が熊本県の主な神社の祭礼を調べたものです。

資料9の『阿蘇神社祭祀の研究』は、村崎真智子さんが三、四年にわたって阿蘇神社関連の祭りを見にいき、まとめられたものです。平成五年に出ています。

ここに上げました九つの文献資料からいくつかの項目を検討していききたいと思います。先払い、早乙女、ウナリ、田歌、苗投げ、ノロウチ、宮巡りを考えます。

先払いについては資料1では王の面だったものが、江戸時代以降、現代に至るまで、猿田彦の面になっています。早乙女は中世では早乙女一五騎になっており、ウナリの記述はありません。江戸時代になってから早乙女は二人、ウナリは十四人になっています。田歌は、駕輿丁の人が今、御田の時、歌うのですが、資料3を後で一緒に検討したいと思っています。苗投げも資料1・2には出てこないのですが、一応、江戸時代以降行なわれております。ノロウチというのは、資料2にノロウチという言葉は出てきます。そして、江戸時代まで続いておりましたが、現在は行なわれておりません。宮巡りというのは、阿蘇大宮司惟忠も行なっており、非常に古く

で、今に至るまで行なわれています。

まず、最初に王の面についてお話していきます。今見ることができるのは、後ほどお話があるかもしれませんが、八代妙見祭の時に火と水と風の王の面が出ます。火の王の面は赤色です。水の王は緑で、風の王は黒い面です。この三面が妙見祭の神幸行列に登場します。先払いです。阿蘇神社に幕末の頃の御田の祭礼絵巻があります。そこで掲げられているのは猿田彦の面で、今の祭りでも先頭に立っているものが猿田彦の面です。

火と水の王の面が江戸時代、猿田彦の面が変わったのか、少し考えますと、火と水の王の面は、舞楽の陣道(ニントウ)の面を使っています。陣道は、古くは建治二年(一二七六)の「八幡箱崎宮御神宝記」に記述があります。納曾利などの舞楽の演目の装束などについて書かれています。陣頭は、左が火の神で赤色、右が水の神で青色と書かれています。こういう面を持って先払い役を務めたのだと思います。それが江戸時代になって猿田彦に変わったのは何故かといいますと、その契機となったのは神社側に理由があるのではないかと考えます。

江戸時代、山崎闇斎(二六一八―一六八二)が新しい神道、垂加神道を唱えます。「古事記」・「日本書紀」には高天原から瓊瓊杵尊(ニニギノミコト)が降りてくる時に道案内を猿田彦が行ったと書かれています。垂加神道では猿田彦を導きの神として崇拜し、信仰を広めます。その結果、猿田彦が神幸行列の先導になったのかなと思っっています。これは推測で神社の資料では確認できておりません。

猿田彦の信仰は民間にも広がっており、猿田彦の板碑というのは

村の入口や四つ角などにあります。また、庚申の夜に眠ると人の身体にいる三尸の虫が体内から飛び出し、その人の行状を天帝に報告するので命が縮む、庚申の晩は寝ず過ぎなければならぬと中国の道教の教えが伝わり、江戸時代、庚申の夜に集まって過ごす庚申待ちが行われるようになりました。戦前まで聞き取りによればなされてきました。申にちなんで猿田彦は庚申の祭神とされ、庚申塔が建てられました。庚申塔の建立は大正時代まで見られます。

早乙女は今二人が馬に乗っており、ウナリは十四人出ておりますが、それについて書かれた史料はありません。説明として、ウナリは神様の食事を運ぶ役目で、十二の祭神プラス火の神・水の神だから十四人だといわれております。

頭の上に乗せている唐櫃は、御幸の時には何も入っておりません。御田で神輿の前に置かれた神饌を神事が終わった後、唐櫃に移します。一の「御田」、二の「御田」がありますので、二回分入ります。神饌は粽に海の幸・山の幸です。

早乙女とウナリの関係は、史料で考えますと、早乙女は中世には十五騎と記述されていますが、惣官すなわち大宮司家が二騎出すこと、社家の中の神官が十二騎、あと一騎を権官が出し、計十五騎出すことになっています。江戸時代になると二騎になっています。坂梨村から二騎出すことになっています。

県庁に出した報告書、資料7にウナリのことが出ておりますが、神官十二人、権官二人より出すという記述があり、合わせて十四人になります。「御仮殿に献る粽を飯櫃にいれてかつぐ」とあり、飯櫃に粽をいれて担いでいく人、ウナリはそういう人と説明がありま

す。ウナリの飯櫃には粽が入っていたことが明らかになります。資料1で見ると、神の御粽と書いてありまして、数も具体的に書いてあり、「一、二御宮粽廿」とあり、三の御宮より十二の御宮まで粽を十と書かれており、火の神、水の神については書かれていません。粽は神の昼餼だと書いてあります。資料6の慶応二年頃に著された「蘇溪温故」には「昼餼二粽ヲ神献ス」と、粽は神の昼餼だと書いてありますが、誰が持つていくと記されていません。ウナリの役割を考えるヒントになっています。

宮崎県美郷町の田代神社御田祭が七月第一・二土曜日になされ、見物人が大勢きます。今年も行なわれました。田代神社のウナリは十名出て、肩に担いでいますが、嘗ては阿蘇神社と同じく頭の上に乗せていました。そして飯櫃の中には小豆のにぎり飯が入っております。つまり、ウナリは神さまのお昼を運ぶ役割を担っていたことがわかります。

田歌は、駕輿丁の人が祭りの前から歌の練習をしているのですが、資料3の高本紫溟が書いている文章に「此里にいしへより伝へたるうたひものあり、田植歌となむ云ふめる、御田植の祭の日は駕輿丁かしましく之を歌ふ、なへて此のわたりの里人田をうる頃は更なり」とあり、高本紫溟が宮地にいた時、目にしたものです。田歌は御田の時にはかしましく唄っている、里人は田を植えながら唄っていると、つまり、田歌は労働歌です。田を植えながら唄う歌だといっています。何時まで続いていたのかは別として、江戸時代、村人は誰もが唄っていたものです。

苗投げについても高本紫溟が非常に興味のあることを書いており

ます。資料3には「道すがら宮つ子とも早苗をつかねて手に手にとりもちてみこしになげかけ奉る。これはいにしへよりのならはしとなむ」とあります。現在、一の「御田」、二の「御田」、そして境内で御神輿に早苗が投げかけられますが、高本紫溟が宮地にいた時には、宮つ子、氏子たちが互いに早苗を手にとり、道すがら早苗を神輿に投げかけるのが慣わしになっている、そして、これはいにしえよりの慣わしだと聞いたと記録しております。

最後にノロウチの話ですが、資料2で「御惣官も御馬めし出され候」とあり、惟忠もノロウチに参加しているのがわかります。どういう参加の仕方をしていたのかはわかりませんが、資料5には「二の行宮の傍なる畑にて彼の騎人等群駈するに、其作物大豆などは折伏て大風の跡の如く、粟芋類は踏込まれて黒畑に成りぬれども、追々に長立て其実の熟すること余地よりも美也と云」とあり、二の「御田」の傍の畑を騎馬の供の者が駈けると、作物は全て駄目になるのですが、その後に、かえって良く採れるとあります。資料6の「蘇溪温故」に「泥打畑」と書いてありますが、「ノロウチ畑」のことで、「社家供僧寺数十騎駆追シテ神慮ヲ慰メ奉ル」とあり、分ち書きに「騎者各鞭ハ茅ヲ用ユ、是ヲ結ブ二月ノ数十二節トス、潤月アルトキハ十三節トスナリ、神秘ナリトゾ」と書いています。資料7の分ち書きに「二の仮殿ニハ泥打ト唱ヘ耕作ノ畑ニテ、供奉神官等、互ニ競馬ヲ走ラス、然リト雖トモ、少カ耕作ノ障碍トナラス、而シテ維新後廢レタリ」とあります。つまり、ノロウチは惟忠の中世以来、続いており、それが明治維新の時に止んでしまったことがわかります。ノロウチバタと呼ばれる畑があり、そこに馬を

走らせたことがわかります。鞭ですが、絵巻などを見ると結んであるのがわかります。十二あるいは十三という数は確認できませんでしたが、鞭が結んであり、節目があることがわかります。先ほど紹介した宮崎県美郷町の田代神社では牛馬入れという行事があります。馬が水田を走るようになっており、阿蘇では畑だったと思われます。こういう形でノロウチがなされていたのだと思われます。

牛馬が駆けるもの以外にも阿蘇ではノロウチという言葉が昔から使われていました。田植えの時に早乙女が通りすがった人に苗を投げることをノロウチといっていました。ノロとは方言で「どろどろの状態になったもの」で、それを投げることを「ノロウチ」といったと考えられます。戦前までそうした風習がなされていました。お話として、以下のような物語が伝わっています。武士が通りかかった時におすみかノロウチをしたところ、武士が怒って謝るおすみを斬り殺した。そのあとで、武士はノロウチがこの地域の風習だということに気づいて、霊を慰めるために塚、おすみ塚をつくったという話が伝わっています。阿蘇市阿蘇町山田におすみ塚があったのですが、圃場整備によって均されてしまつて、現在はその跡はありません。

全国的にノロウチに近い行事がなされ、「白石噺」が伝わっています。仙台藩白石、今の白石市で実際にあった話だといわれています。姉妹が投げた田の草の泥が志賀団七に掛かり、謝る姉妹の父を団七が斬り、姉妹が江戸に行き長刀と鎖鎌を習い、見事に父の仇を取るといふ話です。浄瑠璃などになって日本全国に知られるようになります。現在、「団七」という名目は三人一組の踊りで、男一人

に女二人の踊りで、盆踊りの演目になり、棒踊りの中にも「団七」という踊りがあります。団七踊りだけを写真に撮って全国を歩いた人もいます。もとを正せば、ノロを投げるとするのは阿蘇だけでなく、広くあつたことがわかります。

天草では苗打ちという言葉で表現されています。浜田隆一（一九〇〇―一九三四）は戦前、天草中学校の教師をしていた人で、昭和六年に『天草島民俗誌』を書いていました。天草中から集まってくる生徒たちからお聞きになって書かれたものです。きわめて優秀な方でしたが、早死なさってしまいました。ご活躍されたならば、熊本の民俗研究がもっと豊かなものになったと思つてい

ます。

浜田隆一は、苗打ちとは、泥が付いた苗を投げかけると書いておられます。今でも見ることが出来ると書かれており、昭和六年に残つていたことがわかります。天草に壺丁田（現在天草市）という場所があります。そこでは昼御飯前ならば、どんなことをしても良い、通りがかりの人に苗打ちをしても良いといえます。昼食後は、絶対にしてはいけない。昼食後ならば、やられた人は抗議して良いと書いておられます。

浜田隆一は、これは田植えにヒルマモチが殺される、昼ごはんを持つてくる人を殺すというお話は日本中に分布しており、その一面を示しているのではないかといっています。民俗学では「ヒルマモチの人は殺される」といわれています。田の神は火の神と水の神が結ばれて産まれるものだといわれており、乳母の役割をするのが、ヒルマモチ、ウナリと呼ばれる人です。ノロウチはそのあたりが、

関係するのではないかと浜田は考えていたのだと思います。

翻つて考えますと、阿蘇の御田祭で、史料ではウナリの記述は中世にはありませんが、近世以降、今に至るまで続いております。中世の頃は神さまのお供えは別の人がやつていたのではないのでしょうか。ウナリが十二人の神様と火の神、水の神の食事を運ぶ人だという言い方は、火の神、水の神の信仰を祭りの中に取り入れた後に言われるようになったのではないのでしょうか。粽は神様の昼餼としてウナリが運ぶようになったのです。

ところが、明治以降に粽は昼餼にならない位に小さく象徴的なものになり、他の神饌が加わっていったのだと考えています。現在、ウナリは神事後の神饌を唐櫃に入れて運んでいます。粽は氏子に配られ、腰に下げると雷が落ちないといわれています。阿蘇神社に古い記録があれば、神饌はどのようなものだったのかかわかると思いますが。

いずれにしても中世にはウナリはおらず、江戸時代以降、火の神・水の神の信仰が入り、登場したものだと考えています。

色々な史料を見ていくことにより、一つの資料を見ていくことだけでは、「ある」・「ない」で終わってしまうことでも、他の資料を比べることにより変遷の過程というのがわかっていきます。さらに書いた人の立場などを考慮しながら文献資料を見ることにより祭りに関する記載内容の深みも出てくると思えます。

基調講演②

「無形の民俗文化財を記録すること

―国選択制度と記録保存の意義―

文化庁伝統文化課 民俗文化財部門

文化財調査官 前田 俊一郎氏

文化庁の前田でございます。本日は熊本博物館のシンポジウムにお招きいただき、ありがとうございます。私の方からは文化庁行政の立場から、民俗の記録についてお話したいと思います。佐藤先生の話に比べると少し硬い話になるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

私は文化財調査官という仕事をしております。文化財には建造物や美術工芸品、記念物などの種別がありますが、私は有形と無形の民俗文化財を担当しています。民俗文化財は、保護の対象となる範囲が広く、生活文化のあらゆる分野に及んでおります。私はここにくる前、何処にいたかといえますと、四国、香川の小豆島におりました。何をやっていたのかというと、醤油の蔵元をまわり、伝統的な醤油醸造の技術の調査をしておりました。郷土食などの食文化も民俗文化財の中に含まれておりまして、先日は瀬戸内の島でそんな仕事をしていました。

このように文化財の調査で全国に行きますので、熊本にもしばしば調査に来ております。先ほど冒頭、館長さんからお話がありましたように、平成二三年に八代市の妙見祭が国の重要無形民俗文化財に指定されました。このときに指定を担当した関係で、妙見祭の保

存・活用の会議などで、八代市にはしばしば呼んでいただいております。また、昨年は「八代・芦北の七夕綱」という七夕行事を国の選択にしました。その関係でも、最近では熊本にはご縁があります。熊本県の無形の民俗文化財については、このように着実に指定、選択が進んでおります。ただし、熊本県は決して国指定の民俗文化財が多くはありません。例えば、重要無形民俗文化財が何件あるのか、ご存知の方いらっしゃいますでしょうか。実は四件だけです。全国的に見てもあまり多い数ではありません。というわけではありませんが、九州の中では一番少ない数です。民家や生活用具などの重要有形民俗文化財については、残念ながら0件です。国指定が未だありません。



前田 俊一郎氏

冒頭からこのようなお話をすると怒られてしましますが、国指定の民俗文化財について、熊本県はそのような実情になっています。本日のシンポジウムの基調となるテーマは、民俗の記録ということですが、文化庁では記録の作成について、各種の助成事業を用意しています。ただし、熊本県はこの種の事業があまり活発に行われていません。そういったところが指定の件数にも繋がっているように思います。

さて、本日は、民俗文化財を記録するということについて、国の立場から記録保存の基本的な考え方、その制度や意義についてお話

したいと思います。まず、はじめに民俗と記録の関係について基本的なことを述べておきます。

民俗文化財の保護の仕事は、基本的には民俗学の学術的な調査に基づいて行なわれます。民俗の調査・研究というのは、皆さんもご承知の通り、実際に調査地、地域社会に入っていく、そこで暮らす人々から直接お話をうかがいます。これは、聞き取り調査、フィールドワークなどといわれています。また、祭りや芸能などを自分の目で見て観察する、参与観察と呼ばれている作業を通して、対象を資料化することも調査の基本となります。また、民具などの物質文化の研究になると、写真撮影だけでなく、実測や図面を作る作業も行います。そもそも民俗学が研究対象としてきた人々の暮らしや行事、知識あるいは経験などの生活文化は、文字によって記録されることなく、世代から世代へ引き継がれてきたものです。それを客観的にとらえて記録することが民俗学の調査研究の基本といえるでしょう。つまり、記録のないもの、記録が残されてこなかったもの、ここでは「生活文化の非記録性」と言い表していますが、そのような記録が作られてこなかったものを記録していくことが民俗学の調査研究であるといっても言い過ぎではないと思っています。

現実の作業としては、実物資料や伝承という人々の行為を文字や画像という手段をとって記録化していくこととなります。何らかの手法で、目に見える形にする、視聴覚化する作業と言い換えることが出来ると思います。そして、民俗学は歴史学に代表されるような文字資料を専ら扱う学問とは違い、研究者が自らフィールドワークをするため、調査を進める中で、次々と記録、二次資料が発生して

くこととなります。おそらく他の人文科学の分野と比べても個人が作成し、持っている資料、データの量は多いのではないのでしょうか。民俗学の学問的特長の一つであると私は考えています。

このように考えてくると、民俗学の調査研究や研究の手法と、記録を作成するという行為は重なり合う部分が多いと言えます。両者を切り離して考えることは出来ません。本題に入るまえに、この点を確認しておきたいと思います。

それでは民俗に関する主な記録媒体として、どのようなものがあるのか。一つは文字資料です。調査報告書、また、個人が調査した調査ノートも文字資料といえるでしょう。次に画像資料があります。写真やスライドなど静止画です。実測図や模写も含まれます。それから映像資料です。フィルムやCD、DVDなどの動画です。最近では、ハードディスクやブルーレイなど記録媒体は進化しています。それから録音資料があります。テープや音源などです。例えば、芸能の場合、お囃子や歌などを採録したものになります。聞き取り調査ではテープを回す人もいますが、話者からの聞き取りデータを録音したテープ類も録音資料となります。

こうした中で、文化財行政の世界では、文字資料の中では調査報告書、映像資料の中ではビデオ、CD、DVDなどが盛んに作られてきました。民俗文化財の国庫補助事業では、調査報告書の作成や映像製作の事業の要望が非常に多いです。映像記録は、近年どの自治体でも盛んにつくられています。わかりやすい反面、映像で伝えられることには限界があります。作り手の意図が反映しやすく、実態とかけ離れた演出が行なわれる場合もあります。資料批判が必

要になってきます。作為性や虚偽性が問われる場合もあります。

そこで、改めて記録について整理してみたいと思います。ここでは、文字記録と映像を含めた画像記録の二つに分けて考えてみたいと思います。まず、文字記録ですが、文字記録がもつとも得意とするところは、学術的な内容を正確に記録することです。民俗の由来や歴史的な変遷、行事の構成、運営の組織、伝承に関わる様々な知識、こうした事柄を記録するには文字記録が優れています。また、伝承のためのテキストとしても、文字記録は大いに期待できると思っています。

一方、画像記録ですが、こちらは動態、伝承者の動作や振る舞い、動くものを記録するのに優れています。例えば、民俗芸能ならば手足の動きなどの芸態です。祭りならば、山車の曳き方など。ダイナミックな動きは映像でないと、どうしても伝えきれません。また、用具の使い方、製作の手順や工程、そういうものを残したり、伝承活動に役立てたりするのも映像記録の発揮する力は大きいでしょう。それぞれに利点がありますので、文字・画像の特性を考えて、効果的に組み合わせる、あるいは活用することが望まれます。それでは、こうした民俗の記録に、文化財行政、主に国はどのように関わってきたかについて、次にお話しいたします。

皆さんは、国の制度にあまりご関心ないかもしれませんが、文化財保護法は、昭和二五年に法隆寺金堂の壁画の焼失をきっかけに制定されました。ただし、当時は、無形の民俗文化財の保護制度はありませんでした。民俗文化財の保護制度が整えられていくのは、昭和二〇年代の後半以降のことです。昭和二九に文化財保護法の一部

改正が行なわれ、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料の選択制度」が出来ました。あまり知られていないかもしれませんが、このような制度が設けられました。その後、指定制度が民俗文化財に導入されるのは昭和五〇年になってからです。そんなに古いことではありません。民俗文化財の保護制度は、実はたかだか四〇年の歴史しかありません。それ以前の保護の仕組みはどうであったかという点、この選択制度ということになるのです。選択制度は資料的価値が高いものなどを国が選択して保護するという主旨の制度です。その当時、文化庁は未だなく、文化財保護委員会という組織でした。選択されると、保存会や地元に対し、記録の作成や保存、公開への助成をするという制度として始められました。

昭和二九年の第一回目の選択は、「正月行事」、「年齢階梯制」、「ドブネの製作工程」でした。ドブネは新潟県に伝承される割り舟系統の和船で、その製作の工程を対象とし、正月行事と年齢階梯制は、十県以上の広域を対象とした選択でした。当時、なぜ、このような制度が出来たかといいますと、そもそも無形の民俗文化財、当時は無形の民俗資料といわれていましたが、時代とともに変化していくものなので、指定して固定化して保護することが馴染まないと考えられていたからです。そのあたりのことを示す資料として、法律の施行時に国から各都道府県教育委員会に出された施行通知があります。次に示す資料は、無形の民俗資料の保存について述べられた昭和二九年当時の文化財保護委員会事務局長通達の一文です。「無形の民俗資料については、そのものをそのままの形で保存するということは、自然的に発生し、消滅していく民俗資料の性質に反し、意

味のないことである。例えば「小正月行事」をそのままの形で残存させようとしてもそれは不可能であり、意味のないことであつて、これらは、記録保存の措置をもつて足りるわけである」というものです。つまり、無形の民俗というのは、社会一般の方々が伝承しているもの、国民の生活様式や習慣そのものであつて、指定して保存することは困難であるという見方を示唆しています。伝承の持つ動態性ですとか、時代の推移による変化・変容を重く見ていると考えることができます。

それでは、どのような保護措置をするのか、ということになります。そこで、詳細に記録に留める、記録保存という考え方が出てくることになります。つまり、指定して守るのではなく、記録を作成して保存していくという保護の手法です。ただし、その後、時代が進み、文化財を取り巻く状況も変わつていき、昭和五十年代に民俗資料が民俗文化財と名称が改められて指定制度が設けられます。高度経済成長期を通して各地の民俗行事が急速に失われていく現状を前にして、国は記録保存をするだけで良いのかという問いかけがなされました。こうした時代の要請などを受けて、民俗文化財に指定制度が入ることになりました。ただし、指定制度が導入された以後も、選択制度がなくなつたわけではありません。民俗資料が民俗文化財になつたので、「記録作成などの措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択制度」として、現在も存続しています。指定という行為は保護の重要な柱ですが、無形の民俗文化財については、それ以前から記録保存という考え方があつて、選択制度の方が実は歴史が古い。今も重要な保護の手法の一つとして維持されています。

この選択制度は、おおよそ次の三つのものを対象に動かしています。一つ目は、衰退・変貌のおそれが高いものです。少子高齢化、過疎化などの理由で行事の存続が難しいものは、指定して守ることはなかなかできませんので、選択制度で対応しています。二つ目は、広域的に分布し、地方公共団体等による記録化が難しいものです。例えば複数の県に跨つて伝承しているものは、県が単独で調査を実施することが難しいので、こういうものは国の方で、選択制度で対応してきています。そして、三つ目は、記録が未整備であり、指定に至るまでの文化財としての評価が定まらないものです。これは指定の可能性はあるものの、伝承状況や行事の内容等が十分にわかっていないもので、まず選択にして記録を作成し、その記録をもとに文化財としての評価を再検討するという流れをとっています。平成二七年度現在では、六一八件が国の選択になっています。その内、祭りや年中行事などの風俗慣習が二四五件、民俗芸能が三六九件、民俗技術が四件になります。このような内訳になっています。

熊本県の国選択は、一一件あります。多いようですが、指定件数と同様に、九州の中では一番少ない数になっています。例えば、長崎県は倍以上の選択物件があります。これも数が多ければ良いというわけではありませんが、近年、熊本県の国選択は増えてきています。最初の国選択は、佐藤先生が取り上げられた「阿蘇の御田植」です。昭和四五年に選択となり、後に「阿蘇の農耕祭事」という形で指定になりました。その後、昭和四十年代、五十年代と民俗芸能を中心に選択が進んでいきます。一一件のうち、「早尾のスキョン行事」と「八代・芦北の七夕綱」が風俗慣習になり、私の担当にな

ります。先ほどお話したように昨年、「八代・芦北の七夕綱」が国の選択になりました。

「八代・芦北の七夕綱」について少し御紹介します。ご存知の方も多いと思います。熊本県の八代市と芦北町に伝承されている綱張形式の七夕行事で、集落の入口などに綱を張つて藁製の人形や履物、細工物を吊るします。八代市木々子地区の七夕綱を昨年調査しました。地区のお堂の中で、集落の皆さんが朝早くから綱に吊るす藁細工を作っていました。舟や蛸、藁馬、ヒュー、あるいはヒュータマゴと呼ばれる農具などが作られます。それらを綱に結び付け、集落内を流れる川を挟んで高く吊るし上げます。伝承によりますと、綱を伝わって七夕様（牽牛・織女）が会う。綱を張ることによつて集落の中に悪いモノが入つてこない。盆の精霊、先祖の霊がこの綱を伝わつてやってくるといわれています。この綱の切れ具合で、その年の農作物の出来を占う、作占的な性格もあります。全国的にも類例が少ない綱張りの形態をとる七夕行事として貴重な伝承であり、国の選択となりました。私が確認した範囲ですが、八代市で一か所、芦北町で四か所、計五か所に伝承されています。芦北町下白木地区では夜、綱を張っていました。こういう形が古い七夕綱のやり方ではなかったのかともいわれています。「七夕」という文字も吊るされていました。芦北町岩屋川内地区でも川を挟んで藁の細工物を吊り下げられます。ここは七夕の竹の飾りに七夕人形なども吊るされていました。

本日のシンポジウムは、熊本の民俗文化とその魅力ということですが、七夕綱もその一つといえます。七夕行事は、各地にみられ、

幼稚園や小学校の行事としても普及していますが、日本の伝統的な七夕の習俗は何かというところがありまして、特色のある行事を伝えている例はさほど多くはありません。ここでは綱張り形式の七夕綱ですが、全国的にどれぐらいあるかという点で伝承例は少数です。私の知る限りでは、新潟県糸魚川根地に伝わる「お七夕」では、綱に花嫁人形などを吊るし、七夕が終わると集落境で焼き払います。それから高知県越知町では、非常に長い七夕綱を一箇所だけですが張ります。彦星が乗るといふ大きな藁馬を作つて吊り下げたりします。七夕綱という綱張り形式の七夕行事に限つてみると、熊本県は面的な分布がみられます。『日本民俗学』という雑誌に掲載された奥野広隆氏の「七夕の綱張り行事」という論文によりますと、七夕綱の分布は熊本県の南西部、旧坂本村、芦北町あたりに集中しています。かつては三〇ヶ所以上の地域で行なわれていました。ここまで七夕綱の面的な分布が確認されているのは、おそらく熊本県だけであると思われる。熊本には、日本の民俗行事を考える上で重要な行事が伝承されており、まさに熊本の魅力ある民俗文化の一つであるといつて間違いなんでしょう。この七夕綱については、文化庁の国庫補助事業で調査事業を計画しているところです。

このように国の選択を毎年一〇件前後しています。それら選択されたものについて、どのような記録を作っているのかということに次ぎにお話します。まず、文化庁の自主事業としては、七夕綱のように入選になったもので、記録が不十分であり、保護の緊急性が高いものから記録の作成事業を行っています。二つの事業があり、一つは『無形の民俗文化財記録』の刊行事業で、昭和三八年から継

続してやっています。毎年一、二冊刊行しており、現在シリーズで五九集まで刊行しています。選択制度が動き出してしばらくの間は、地方学会や地方の研究會などに委託して調査をしていた時代がありました。その時の成果である調査原稿を毎年刊行しているものです。関連する大学や図書館に配布しています。国土地理協會から「民俗資料選集」として販売もしています。二つ目は、近年始めた事業で、「変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成の推進事業」です。この事業は、まさに変容のおそれが高い民俗行事を対象としていまして、調査報告書の刊行と映像記録の作成の二本立てで、平成二〇年度から、計画的に記録を作ろうという目的ではじめております。

記録作成事業は、本来ならば、選択した後に、地元の教育委員会などが中心となって事業を計画、実施してもらうのが理想です。とはいえ、地方も財政難ですので、国が選択をしても記録化が進まないという状況がここ十年、二十年ありまして、文化庁内部でも議論となりました。そこで、予算要求して平成二〇年度からこのような事業を立ち上げ、国自らが記録作成を進めています。できた記録は保存會などの関係団体に配布しており、文化庁のホームページでも閲覧できます。興味のある方はご覧になって下さい。

また、記録の作成については、地方公共団体が実施する事業のお手伝いをしています。「民俗文化財伝承・活用等事業」という国庫事業があり、予算が八千万円ほどです。要望があった場合は相談のりながら、国庫補助で記録作成の補助をしています。無形民俗文化財の活用事業というメニューで、文書・写真・採譜資料等による

記録作成や刊行、録音・映像等の製作ができます。事業者は地方公共団体で、補助額は補助対象経費の二分の一。他の文化財の国庫補助事業と大きく異なる点は、民俗文化財の場合、未指定も対象としているところです。国指定でなくても、調査や記録の作成については文化財補助金を活用することができます。なかでも国選択になった無形の民俗文化財は、優先的に採択し、伝承が失われないうちに記録化を進めています。

また、先に述べた「変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成の推進事業」では、「早尾のスッキョン行事」の記録の作成を本年度に予定しています。この行事は、地域の若者が青年団に入る時の通過儀礼です。しかし、今は消防団に加入する際の入団の儀礼になっています。成人儀礼的な要素が強い行事なのですが、昭和五七年に選択された後、記録が作られないまま今に至っています。

さて、駆け足でしたが、記録に関する国の制度や考え方について、お話をさせていただきました。そろそろまとめに入りたいと思います。結局のところ、民俗の記録作成について何が大切かといえば、私は「誰のための記録なのか、何のための記録なのか」ということを確認するということだと思っています。ただ記録を作れば良いというのではなく、基本的な問い掛けが大切だと考えます。記録作成の事業は方々で動いています。記録保存の目的、意義を確認しないで行なっているところが多いように思われます。そうした場合、結果として中途半端なものが出来上がってしまうということになりがちです。記録を作ること、それ自体が目的ではないので、当事者、関係者による動機付けをやっていたらいいと思っ

ています。なぜ記録を作るのか、という記録作成に至るまでの問題意識も共有する必要がありますでしょう。記録作成の趣旨や目的、利用主体などを明確化し、内容、使用方法等もきちんと考えて事業化することが、基本的なことではありますが大切です。今一度、事業化する時には考えていただきたいと思っています。

それでは、実際にどのような記録をつくるのかということですが、目的に応じた記録の作成ということをお願いしています。ここでは三つの種類の記録をあげておきます。それは、「保存用」「伝承用」「普及用」の三種類です。まず、「保存用」ですが、現状を克明に記録し、後世に伝えるための記録です。「伝承用」は、後継者の養成をはじめ、伝承活動に役立てるための記録になります。「普及用」は一般の方々に向けて作るものです。もう少し詳しく話しますと、「保存用」とは、ある時点での伝承状況を克明に記録化し、後世に残して伝えるための記録。対象を忠実に捉えた客観的な記録になります。中心となる行事や儀礼だけでなく、行事の準備段階から行事の流れ、伝承の組織や裏方の動きなどにも注意する必要がありますでしょう。目立ったところだけを取り上げるのではない、ということですね。伝承を取り巻く環境や諸条件、周辺的な事柄も視野に入れる必要があります。また、民俗は時代とともに変化するため、記録作成時の現状記録であることを十分に認識することも「保存用」の記録を作るときの留意点としてあげておきます。

二つ目の「伝承用」ですが、伝承活動に役立てるための記録ですので、地域における祭りや芸能等の保存継承を目的として使用されます。実践的な目的のために製作され、具体的な知識や行為の記録

が求められます。原材料の調達、用具類の製作、祭りの場合は、山車や屋台等の組立、舞台などの施設の設置など無形の民俗に関わる有形面の伝承も視野に入れる必要があるでしょう。後継者の養成にも活用できるので、あまり難解な内容にせず、伝承者に理解できるような配慮が望まれます。

三つ目の「普及用」です。無形の民俗文化財への興味や関心をひき出すとともに、文化財に対する理解を高めるための記録になります。広く一般の人たちに向けられた記録です。視聴者の関心を惹くような工夫や効果が求められます。記録された無形の民俗文化財をはじめてみる人のために、わかりやすさや簡潔性を重視します。また、民俗は、その地域独特の民俗語彙や固有名詞などがどうしても多くなります。他の地域の人たちには理解できないことがあるので、表記や解説には配慮が不可欠です。それから長すぎないことも大事です。映像の場合は収録時間、報告書の場合は項数を適切な分量にする心配りも必要でしょう。

いずれにしても、記録は目的を明確化にして作成に取り組んでほしいと思います。さらに、作成した記録をどのように保存し、活用するのかについても考えなければなりません。記録の保存管理と有効な活用という問題です。記録を何処に保存していくのか、何処にあれば観られるのか、この点を詰めておかないと折角苦労して作った記録も十分に活かすことはできないでしょう。また、情報発信の仕方も大事で、このような記録を作りましたという情報を地域の内外に広く発信していくこともしていただきたいと思っています。このようなことを事前に検討しておくことが大切です。保管場所の確保、地

域や伝承者への周知、公開・活用における研究・教育機関との連携、こういうことを十分に考えていただきながら、記録を作っていただければと思つていきます。

最後に、記録保存の意義について述べて終わりにしたいと思いません。記録保存は、祭りや民俗芸能などの伝承を記録の中に留めて保存することを意味します。それは、伝承が途絶えた時に復元可能な資料として期待されることもあります。このような記録を作ること自体、十分に意義のあることです。ただし、それだけでなく、記録保存に向けた取り組み、一言でいえば、目的を持って記録を作るということにまた意義があるのだと思います。ただ作るのではなく、記録の目的や活用方法などを関係者が十分に話し合い、共通理解を持って作成にのぞみ、保存継承に役立てることが大事です。記録を作ることによって促される伝承意欲の向上、あるいは、記録を通して得られる民俗文化財に関する再認識、価値の再発見、こういうことも記録保存の意義であろうと考えています。

これで私の講演は終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

4、報告①

「渋江家文書について

— 儒学者・渋江公正の配札記録を中心に —

リデル、ライト記念館 館長 緒方 晶子氏

こんにちは緒方晶子です。よろしくお願ひします。「渋江家文書」について報告させていただきます。これは現在、熊本木曜談話会で講師に八代の蓑田勝彦先生をお招きして解説を続けている文書群になります。そもそも「渋江家文書」とは何かと申しますと、「天地元水神社」と書いて、「テンチモトミズ」あるいは「テンチゲンスイ」と読むのか、わかりませんが、こちらの神社の神官の家である渋江家に伝わる文書群になります。だいたい十五年ほど前に、木曜談話会の江口さんと神奈川大学の小馬徹先生が渋江家において見出したもので、それから神奈川大学が整理しまして、目録を作成しました。これはすでに『渋江公昭家文書目録』の1、2、3という形で刊行されています。資料総数は四千二百二十点になります。

橘家、橘諸兄を祖とする家で、子孫が後に肥前に移り住み、渋江氏を名乗り、慶長年間、初代から数えて三十代目の弟が肥後に来まして、菊池郡西迫間村に居住しまして肥後渋江氏の祖と成りました。その子どもが寛永十一年に菊池郡隅府町に移り住みまして、代々そこを拠点としております。この家の特徴としては、第一に水神行事の家ということが挙げられます。先祖代々、「水神」を祀っています。橘諸兄の孫島田丸が、奈良時代、神護景雲二年（七六八）に奈良春日大社造営の勅命を賜り、工事落成成就のために水神に祈願した。無事工事が終わりましたので、勅許によってこれを橘家の氏神としました。肥後でも水神を祀りまして、天地元水神社として受け継がれています。また、春日大社の造営の時に、現場の責任者が秘術を用いまして、人形を労働力として使役した。工事が無事に終わりましたので、用がなくなつたので、その人形を川に捨

てたら、後に人形が河童になって住民に害を成すようになり、それを島田丸という人が調伏したという伝説があります。それで渋江氏は河童を使役できるという河童伝承があります。神奈川県大学が渋江氏に注目したのも、もともと河童伝承があったからになります。

渋江家は、こういう水神行事の家であると同時に第二に学問の家でもあります。私はこちらの方が有名ではないかと思っています。渋江氏は江戸時代の中頃、三六代渋江貞之允（紫陽）の頃から、儒学者、教育者の家として知られております。菊池で塾を開きまして、多くの人々を教導して、「文教菊池」と言われしめました。

この渋江貞之允は、副タイトルにもある渋江公正の父親にあたり、義理の父親、養父になるのですが、渋江紫陽として有名で、儒学者の水足博泉に学び、私塾を開きました。門弟が三〇四名いて、肥後藩では、土席浪人格の身分を得ています。その養子の渋江公正は渋江松石として知られており、この人も土席浪人格という身分を得ています。藪孤山や加々美鶴灘から学んでおりまして、この人も私塾を開いておりまして、門下生も多数いました。「肥後郷名考」

「菊池風土記」等といった著作も多数残しております。公正には子どもが3人おりまして、水神行事の家を継いだのは次男の勝真という人で、残りの二人は、安宅（龍淵）、忠多（湍灘）という学者になりました。明治になっても続いていきます。こうしたこともあり、菊池の渋江家といえ、一般的には学問の家として有名であります。副タイトルで儒学者渋江公正としたのもそういう理由があります。渋江貞之允の時に門弟から熊本藩に請願が出されます。「数十年学問を心がけ、多人数の門弟に学問を指南したこと」により普

通の町人から土席浪人格という身分に上昇しております。藩は渋江の学問の家としての貢献を評価したということになります。

しかし、文書を見ますと、水神を祀る家としての歴史、水神行事関連、祭祀具や行事のやり方などが非常に多く、その他に学問関係、諸芸、俳句、短歌、漢詩等々が続きます。つまり、水神行事の家としての記述のものが非常に多いということになります。これら文献の主なものには渋江公正が保存、整理・記録したものだと考えられます。家の歴史や神事に関して非常に関心を持っていたことを示しております。水神行事の家として渋江家が行なっていました祈祷の特徴としては、雨乞い、水神行事として井戸祓い、井手工事の際に水に関する祈祷なども非常に多く見られます。また、日常的に水の難を避ける河童除けというのが非常に多く行なわれています。渋江家の祈祷は民間だけに留まらず、藩の公的な神事の依頼も受けています。これは民間に広く伝播したこともあつたことと思われるのですが、今のところ、伝播の様相は明らかではありません。

熊本藩との関わりの中で特出するものとして、明和二年（一七六五）七月に九代藩主・細川治年、この時はまだ若殿ですが、この人の江戸参府につき、武運長栄海陸安全の祈祷を行ないたいと渋江家の方から申し出がありまして許可されます。渋江貞之允



緒方 晶子氏

は自分で祈祷して、奉行所にお札とお神酒を献納しました。さらに天明六年（一七八六）には藩主となった細川治年より、江戸行き帰りの船中安全祈祷を命じられます。細川公の紋付提灯二張を受けまして、七日祈願しております。この時もお札とお神酒を献納します。お札は藩主が乗る船、波奈之丸をはじめ、大小八十の船に配り、以後、恒例になります。このように公的な筋からの依頼もあり、渋江家の水神信仰というのは、当時かなり流行していたといえます。渋江家とはそういう家でもあります。

次ぎは配札記録ですが、このような渋江家の重要な宗教行為として行なっていたのが、年に一度檀家へ御札を配ることでした。これは公正本人が自ら行なっております、しかも檀家が広範囲に存在していますために、毎年一つの方向に一月から二月旅行して、札を配って歩いておりました。この旅行のことが『袖日記』あるいは『紀行』という形で小さな冊子で残っております、この配札記録は五十一冊あります。一冊が二〇丁から三〇丁程度ありまして、その内、三十七冊が、この公正の筆によるものになります。この内、豊後地方への配札記録を木曜談話会で読んでおまして、豊後には鶴崎という熊本藩の飛び地がありまして、そこは参勤交代で船が出港する重要な港になります。そこでの御船御祈祷を先述の通り天明六年に命じられておりますが、これは藩との関わりを示す重要な事柄になります。熊本藩の中で渋江家がどういう存在であったのか知る手がかりになると思うのですが、今回は解読の済んだものの報告になります。安永七年の記録には鶴崎のことがまだありません。それまでに渋江家は独自に豊後の幾つかの藩領で信仰圏を広げており

ます。豊後岡藩竹田城下町七万石、白杵城下町五万石で配札を行なっております。そこで、殿様以下の家中、町中での祈祷、配札を行なっております。天明七年には府内藩二万石も加わっている。毎年府内に行くようになっていきます。竹田も白杵も何時から加わったのかわかりませんが、それはこれから調べなければいけません。そういうところには鶴崎が加わります。配札旅行の日数は平均して四〇日くらい、寛政元年には竹田の城下に大火事が起き、そのための盛大な鎮火祈祷祭を執行しており、この時は二ヶ月以上行っております。竹田には二週間ほど滞在し、祈祷しております。その時々依頼によって長くなったり短くなったりしております。あと、時期がバラバラになっており、その理由は良く分かりませんが、ただルートは決まっております。菊池から阿蘇を通って九重を抜けて豊後へ行く。これは鶴崎に行くようになってからですね。とにかくまず鶴崎を目指すようになりました。天明七年から寛政九年まで変わっております。三日程滞在し、鶴崎で熊本藩の郡代、御船頭、船の役人ですね、水手（カコ）・水夫への挨拶や御船御祈祷の打ち合わせ、手配を整えます。鶴崎町の町別当、町の主だった人ですね、庄屋などと挨拶を済ませる。そして白杵の城下に行きます。白杵でも数日滞在し、ここでも殿様、家中、町中の祈祷を行ないます。この時に御札は殿様用、家中用・町中用では祈念の日数時が違います。当然、殿様用のものは一番祈念が長く、七日間になります。とにかく宿で祈念をしまして、終わった御札を殿様に献上しまして、家中・町中に配ります。祈念中にも臨時に城下町や近隣から祈祷の依頼がまい込んできて、それを行なう。あるいはただ交流を

する。その後、鶴崎にもう一度戻って、この時に御船御祈禱をして
おります。この祈念は重要な時には七日間続けてするようですが、
時には一日、あるいは三日、五日と日にちが変化していきます。祈
念の仕方としては断片的なことしか文書には書かれておりませんの
で、具体的にどうやるのかわかりませんが、これは他の渋江家文書
で補完することができると思っています。個々に出てくる断片的な
やり方ですが、雨の時には延期するので、どうやら屋外に祭壇を
作って祈禱するようで、その前に宿の方で行水を行なって、精進潔
斎をして心身の準備をします。その準備が終わり次第、船の所に行
き、祭壇を設けて、そこに洗った御米、御洗米をいれたカワラケ二
つ、お鏡・お餅、九九個入った酒桶を二つ、それと御神酒を二樽、
スルメを五枚ずつ二連にしたものをお供えすることになっていま
す。両側にお供えするのかもしれませんが。祈念が終わった後は川に
納めるそうです。ただし御酒は御船頭頭や水手に渡します。樽は後
で返してもらうという、細かい指示が書いてあります。

年が下ると、雨の時は宿でも祈念をします。寛政七年に役人から
渋江家の祈念の御蔭で故障がなかったと、悪いことがなかったとい
われて、効果が認められます。そういうことを行ないながらも臨時
に近隣の住民から祈禱の依頼がありました、それを行なっていきま
す。

鶴崎の祈念が終わったら、今度は府内の城下へ行きます。ここで
も白杵城下と同じような活動をして、次ぎは竹田に行きます。
こちらは特に記載の無いようなこともあります。ただ毎年お札だけ
を納めているようです。そして九重、阿蘇を通って菊池の隅府へ帰

ります。

これがだいたいの配札旅行のあらましになりまして、渋江家の大
きな檀家、檀那（旦那）場というのは鶴崎と白杵、府内、竹田の城
下町でして、これらは領主も配札の対象となっておりまして。渋江家
の水神信仰を考える上で重要な地域でありまして、これだけでも充
分に信仰の手ごたえやあるいは収入が考えられます。渋江公正は、
ここを起点としまして、近在の村々にも出向いております。これが
広範囲に亘っております。公正は必ず一人家来を連れて、配札旅行に
行きました、それだけでは手が足りない時には鶴崎や白杵では現地
の者たちを雇いまして、札配りを行なっております。その札の対価と
して、御初穂の回収を行なっております。公正が祈禱で忙しい時に
は家来と現地雇いのものが近隣の村々を周っております。中には御
初穂を横領するという不届き者もいました。来年からは決して雇う
まいと書いております、子どもの方が賃金は安いという実務的なこ
とも書かれています。配札旅行の現実的側面も伺われてきます。こ
うした体験する物事を一つ一つ積み重ねて、今後の参考として、だ
んだん配札旅行慣れしてくる過程が追えます。

また信仰圏ということでは、渋江氏が来ているということ突
然、渋江氏を訪れる人もいます。寛政七年には、帰りがけ、九重に
いる時に宗像の者が十八人やってきて、祈禱を依頼しにやってきま
す。公正はちゃんとそれを行ない、相手も満足したようで、来年は
迎えを遣すので、直接宗像まで来て欲しいと依頼をされておりま
す。翌年、渋江氏は本当に宗像まで行っております。渋江氏は依頼
に答える内にだんだんと信仰圏が拡大していったのではないかと

思っています。もともと信仰圏にあった村の中でも檀家の数が二十件から三十件に増えるということもありまして、渋江家が豊後地方に毎年毎年配札旅行に行くということが檀家の増加に繋がったのではないかと思っています。

このように多くは水神祈祷という家業に関わる記述で旅行記は埋められているのですが、公正は一面としては儒学者でもあり、学者らしい記述も見られます。藩校時習館の教授の詩歌や掛けものが欲しいという人の取次ぎをしたり、儒学の書籍を借りたり貸したり、自分の書いたものを送ったりしておりました。さらに庄屋の子どもに手本を頼まれたので書いた。あるいは庄屋に頼まれ、大学の講義をしたというようなことがありました。書物や掛け軸などは次に来たときには持つてくるという、次の年の約束もしております。こういった公正の学者的側面というものが当時の知識層の信頼を得る要素になったのではなからうかと思えます。以上のように渋江公正の配札記録というのは、ざっと見るとこのような内容になっていきます。

渋江家文書の展望についてですが、この文書を解読して何がわかるのかといえば、これだけ詳細な記録が残っているので、近世社会において渋江家のような水神行事の家が、どのように存続し発展したのか、具体的に跡付けることができます。渋江家の活動を再構築できるのではなからうか。熊本藩を越えた信仰の広がりがありますので、その伝播が何故可能だったのか、あるいはそういった近世社会における渋江家のような家のあり方が明確になって、その位置づけができれば、その時の社会の様相がもっと豊かにわかるようにな

るだろうと思います。

熊本藩との関係でいえば、藩は祈祷の面で渋江家に頼っているのですが、一方では身分という面では学問の家として評価しています。公正は水神祈祷の方はあまり評価されていない感じがします。公正は儒学者として多くの藩の学者として交流しておりますが、そのあたりの人々の受け止め方はどのようなであったのかという疑問もあります。藩の渋江家の遇し方、藩の宗教政策がはっきりしてくると良いなと思っています。

最後に渋江家のアイデンティティの問題があると思います。渋江家の文書群には、公正が勅許を受けた水神行事の家としての歴史をこれでもかこれでもかと書き残したものが結構残っています。必要に迫られてというのものもあると思いますが、家の歴史を記録するという行為によって、それだけ公正の中に水神行事の渋江家というもの強く意識されていた、あるいははされていったのではないかと思っています。そういう家の意識の形成というものも提示しているように思われますので、公正が文書を書いた意味を、記録を残した意味を考えながら、読み進めたいなと思っています。

報告は以上で終わりたいと思います。

報告 ② 「祭礼を記録するということ ―八代妙見祭の場合―」

八代市博物館未来の森ミュージアム

学芸員 早瀬 輝美氏

こんにちは、八代市博物館の早瀬といいます。今日は祭礼を記録するというところで、八代妙見祭を題材としまして、祭礼を記録するということがどういう意義があるのか、そして祭礼の記録の中で得たデータをどのようにして博物館として活用しているのか御紹介したいと思います。

八代の妙見祭は皆さんご覧になったことがありますか。六キロぐらの距離を四十の出し物が出る長い行列です。様々な出し物が出ています。その出し物の多様さが妙見祭の特徴の一つです。こちらの方は平成二三年に国の重要無形民俗文化財に指定されています。これまで指定されるまで、さまざまな調査が八代市でなされています。これらは報告書になっており、古くは昭和三三年に出されたもの、平成になって博物館や市の教育委員会で出しました調査報告書があります。それから映像記録につきましては、それぞれの出し物や神社の年間行事、そして妙見祭のダイジェストといったビデオやDVDの製作が行なわれています。

こうした調査結果を経て、文化財として妙見祭が指定されていきました。八代市の指定から県指定、そして平成二三年には国指定へと上がっていきました。平成二八年には山鉾・屋台行事の一つとして、ユネスコの無形文化遺産登録が控えております。地元の方では国指定の時よりもユネスコ指定に向けて、大きな盛り上がりを見せています。

平成八年に刊行された『妙見祭民俗調査報告書』には最初から関わっておりまして、少し詳しくお話したいと思えます。平成五年にお祭りの日が十一月一八日から十一月二三日に変更されること

になりました、それに伴いまして、行事の変化も予想されましたので、博物館で調査を行いました。この調査は現況を調査する民俗調査として行ないました。調査の期間は平成四年から七年にかけて行ないました。祭礼調査の方は平成四年から六年、それから細かく調査し、補足調査などを行ないまして、平成七年度に編集作業を行ないました。平成八年三月に報告書を出しました。出し物がたくさんあるので、博物館の職員では足りませんでしたので、熊本大学民俗学研究室の方々、学生の皆さんや先生方、文化財保護委員の方など、たくさんの方々の方々の協力を得て調査を行ないました。

調査の内容としまして、まずは行事を記録するということです。これはビデオ撮影、モノクロとカラーでの写真撮影。それぞれの動き、何時何分に誰がどうしたという細かいものを、それぞれ担当を決めまして、十一月一日から十二月一日まで様々な行事があります。それを分かれて調査しました。その後、関係者への聞き取り調査、それから文献調査、また古写真がないかなどの多角的な民俗調査を行ないました。報告書を刊行するという最終目的にあわせて写真撮影はモノクロ撮影で行ないましたが、衣装の撮影はカラーで行なうなどしました。参加団体が多いので、調査には多くの人員が必要で、本来なら五年または十年ごとに移り変わりの記録をとる必要があるのですが、なかなかそこまではいかないのが現状です。ただ幸いにも平成一九年から二一年に文化庁の補助を受けまして、国指定へ向けて調査を行なうということになりました、その時にまたいろんな調査を行ないまして、再び報告書を作ることが出来ました。その時は民俗調査だけでなく、総合調査ということで、歴史や

信仰についても調査を行ないました。

祭礼調査の難しいところは記録が少ないということが一番です。祭礼に出る方は毎年、淡々と同じ時期に同じように神社に行つて、終わつたら片付けるということを毎年繰り返されるので、江戸時代から続いておりますが、取り立てて記録を残すようなことはないのです。松井家の古文書などを調べてみましてもなかなか記録が見つかりません。例えば、殿様が亡くなられたので延期するなどの突発的なことがあつた時だけ、日にちの変更などの記録がありますが、毎年例年通りあつているものはなかなか記録がありません。非常に調査する上では難しい所があります。

そこで聞き取り調査をしながら古文書や古写真なども調査します。現在では新聞の記事なども利用して総合的に判断します。体験者の記録もあやふやなところもあり、新聞記事も正確に書いてあるわけでないこともありまので、いろんなものを総合的につきあわせて報告書を作成しました。

祭礼を記録するメリットとしては、それぞれ別々に動いていた団体を総合的に記録することによって、全体としてどのように祭りが行なわれているかをそれぞれが確認することが出来たということではないかと思ひます。その記録した祭礼のデータをどう分析し、活用するのかというのが私たち博物館の役割でもあります。



早瀬 輝美氏

そのデータの活用としては、公開という方法があると思ひます。八代妙見祭にはいろいろな出し物がありますので、それぞれ切り口を変えて、さまざまな展覧会を行なつております。今度の七月十七日から「なるほど！妙見さん」という展覧会を開催します。妙見祭と妙見宮を歴史・信仰・祭礼の三つの観点から考えるものです。

私たちの博物館は春・夏・秋・冬、四回の展覧会を開催していますが、秋の展覧会は、地元の文化財を全国の文化史の中で捉えるということ、展覧会図録を必ず作っております。地元だけ見ていると身近すぎて価値が分からない文化財を全国の中で捉えて、八代のものは、こういう位置にありますと、お知らせするのが、秋の展覧会になります。平成三年のオープン以来開催しています。

妙見祭の場合は、現況がどのように行なわれているのか調べるのが民俗の基本ですが、こうしたいろいろな出し物は、江戸時代の中頃から加わつてきており、やはり、その辺までは記録などを辿つて調べていく必要があると思ひます。ただ祭礼に関する古文書や絵巻などの絵画資料は、歴史や美術の分野ではあまり本格的に研究されていない非常に穴場的部分が多いと思ひます。ですから難しいところもありますが、これから様々な調査を進めていくと、新たにわかることもたくさんあるのではないかと、個人的には大変楽しみを持って調査をしております。

それから展覧会の他に講座活動、報告書やパンフレット等の印刷物の発行を行つております。いろんな方法を用いて、調査の成果を皆さんに公開しているのが博物館の役割の一つです。

この様な活動により、多くの人たちに自分たちが生まれ育つた八

代の歴史と文化の正しい情報を提供する機会ができ、それを見た人たちに地元文化への理解と誇りが生まれます。例えば、実際に祭りに出ている人にとっては、出し物は自分たちで管理している身近なものですが、身近であるがゆえにそれらの文化財的価値に気づいていないことが多くあります。以前は部品が外れたらガムテープでくっ付けておこうかというところもあつたのですが、その価値に気づくことによつて、大事に伝えていかなければいけないという機運が生まれています。それが後継者育成に繋がっていければ良いなと思っております。

また博物館としては、町の所蔵品を寄託資料として預かっております。使わなくなった道具などは非常に場所を取りまして、捨ててしまいがちですが、機会があるごとに説明して大事ですから捨てるくらいなら、博物館に預けてということをお話しています。博物館の収蔵庫には限りがありますが、できるだけお預かりしております。中には貴重な文書類などもありまして、調査に入ってから寄託まで一五年ぐらいかつたものもありました。これはやはり私たち職員や文化振興課の職員と町の人たちとの信頼関係が生まれてこそその寄託なのだと思います。

近年は博物館が指定管理になっているところもありますが、聞くところによると、地元の人たちとの信頼関係が薄いところも多いようです。博物館というのは地域のアイデンティティの要でもあると思っております。時間をかけた小さな積み重ねが、地元文化への理解と誇りを呼び起こしていると信じて誇りを持って仕事に取り組んで行きたいと思えます。

終わりになりますが、これからの八代妙見祭について考えてみますと、参加している人々を取り巻く環境も江戸時代、明治時代、現在では全然違いますのでその時代に応じた形に変化していかざるを得ず、祭りのどこを変えずに伝えていくかというのは大きな問題です。特に最近では祭礼の日程を祝日に変えようじゃないかという、参加者の都合で変更がある民俗事例もたくさんあります。それをしないと続けていけない場合、変更はやむを得ないことだとは思いますが、しかしながら、これまでの移り変わりとか、何故、そうなったのかを、知った上で変更するのは、ただこつちが良いからで変更するのは全然違います。後継者不足や、祭礼が町おこしの起爆剤としてイベント化する傾向があるのは何処の祭りでも抱えている非常に大きな問題でもあります。簡単に楽な方に傾くのは容易です。省略したりするのはすぐ出来るのですが、長い目で見て、それが本当に良いのかどうか。祭りが有名になって観光客がたくさん来るためにスケジュールを早めたりしようか、今までしなかつたところで、パフォーマンスをしてみようかといった考えが出てくると思いますが、その変革が正しいのかどうか、私たち現在生きている人が後の人たちに責任を持って伝えるのかどうか、しっかりと考える必要があります。時間をかけて、しっかりと話し合う必要があります。そのためには、そこにあるものが何故そこにあるのか、どういう変遷を経て、今があるのか、そういうものを専門的な立場から伝えていくのが博物館の重要な仕事ではないかと思っております。安易に楽な方に流れないよう参加者に理解を求め、なるだけ目を光らせて、後の人たちに誇れるような祭りが受け継がれるようにお手伝い

をしたいなと思つているところです。以上です。

報告 ③ 「藤崎八幡宮御神宝の公開について」

—文化財公開の意義と保護—

藤崎八幡宮 権宮司 岩下 通弘氏

藤崎八幡宮の岩下です。私は研究者の皆様方とは違う立場と申しますか、今日も無形民俗文化財の話、祭礼に関する話が阿蘇神社、八代神社（妙見宮）とございましたが、そのもとになる神社のお祭りや神道、いくなれば神社側のスタンス、考えについてと、昨年、有形文化財であります、御神像等の御神宝類を公開したことについて、一つの話の元として話したいと思ひます。

「御神宝の公開について」ということですが、まずは神社と神道について背景的なものを説明いたします。日本人の神の観念というものがどういったものだったのかということなのですが、おそらく六世紀に仏教伝来する以前のことのお話になりますが、自然の中のあらゆるものの背後には神が宿る、「八百万の神」といいますが、具体的に一つ二つと数えて八百万ということではなく、あらゆるものの背後に神さまが宿るという意味です。

アニミズム的なものからの発生するというのは、洋の東西を問わないのですが、こうしたことを提唱したイギリスの文化人類学者のタイラーは多神教の世界から一神教の世界へと述べていますが、やはり日本の場合は、東アジアの温帯湿潤気候の豊かな四季の中で文

化が育まれてきたわけがございます。そういう四季の移り変わりの中で、あらゆるものに神さまが宿ると考えたと思ひます。日本人の神概念について、江戸時代の国学の大成者の一人である本居宣長は『古事記伝』の中で、「尋常（よのつね）ならず、すぐれたる徳（こと）のありて、可畏き物を迦微（かみ）とは云うなり」という有名な文言があります。これは神様というのは必ずしも良い神様だけでなく、自然の中の脅威を示す荒ぶる神、あるいは人間や里に被害をもたらす魍魎魍魎の類、そういうものもすべて神となりて宣長はいつております。要するに人智を超えた力をもったモノは、すべて神というなりということでもあります。

神道は今申しましたように東アジアの日本列島の温帯湿潤気候の中で育まれた宗教でございまして、民族宗教といつてもよろしいかと思ひます。非常に日本的、民族的思考や様式に基づいた共同体の神話と祭礼の宗教文化です。祭礼というものが後につながつていくと思ひます。先ほど話したように自然に潜む八百万の神々、もう一つは先祖崇拜、目に見えない神々や先祖に共通する霊性、そのようなものを「ミタマ」とよんで奉つております。何時ごろからかということですが、そのあたりは歴史学の方で考えられるのでしようが、稲作の文化が日本に入つてきました。その農耕サイクルに基づく祭りというのが基本になっていきます。どの神社も。祈年の祭り、種を蒔くことによつて、所業の繁栄、そして秋の勤労感謝の日、十一月二三日ですが、新嘗祭、収穫の祭りになります。こうした祭りは、種を蒔き、収穫するという稲作のサイクルがもとになっています。

もう一つの特徴として、伝来の仏教・儒教・道教との共生の歴史だといわれています。今日の産経新聞に裏千家の千玄室さんが「調和の文化が日本の文化だ」と書かれております。外来のものを排除せず、調和のもと、共生していった。それが日本の文化を形どるものとして、宗教的にも宗教観的にも非常に大きな特徴になっていると思います。有名なものは「神仏習合」というもので、仏教もおそらくインドで発生した時とは様相を変えながら、日本古来の信仰と相まって、お互いに影響しあって変わっていったのだと思います。その中で「秘すればこそ尊い」という日本的な神聖感覚がうまれます。神道も仏教の影響で崇拜の対象である神像を製作し、あるいは仏教でも礼拝の対象であった仏像が秘仏化して、ある時期しか見せない。これは神道の影響だと思っています。この神仏習合は本地垂迹説や、あるいは両部神道という形で発達していく歴史があります。

神社は目に見えない神々や先祖に共通する霊性を「ミタマ」として崇めて感謝するというのが元のものでありますが、神社とは何かといった時、姿形の見えない霊性である神様を依代に迎える祭祀施設、それが神社のようになります。「社（やしろ）」と言いますが、「ヤ」の「シロ」、要するに神様が降りてきて座をしめる、そういう場所を示します。もともとは何も無いところに神様を



岩下 通弘氏

お迎えしていました。お祭りの時にはそこに「神籬（ヒモロギ）」を立てて、それを依代として神様を迎えていました。そしてお祭りが終わったら帰ってもらう。それが古代の祭祀の様子なのです。

そのあと、仏教が入ってきました、神仏習合が千年以上長く続きます。神社は社殿を持つようになります。社殿を持つようになると神様はずっとそこにいてもらうことになります。それまでは「ヒモロギ」のようなものがあるところ、天からかもしれないが、神様をお迎えして、そこにお供え物をしてお祭りをする。歡を極めるわけです。終わりましたら、還ってもらう、日常の生活に戻っていきます。それが祭礼のあり方でした。今度は社殿が出来る、神様がいつも常在するようになりました。「ヒモロギ」のようものが常時そこにあるようになりました。それが御神体になります。御神体は何かということになりますが、問わないのです。そこに先ほど申しました「秘すればこそ尊い」という日本の神聖感覚があります。藤崎宮の境内社である藤井垣社が、かつての神社の形態だと思っただけで良いと思っています。鳥居は後から付いたものなのですが、注連縄を張る神聖な場所があり、榊の木に巻き付いた藤を拝むようになっていきます。「ヒモロギ」に神様を御招きしてお祭りして帰ってもらう。もともとの神社の有様です。

神仏習合の中で、仏教の影響の少ない稀有な例として伊勢の神宮がごございます。通称を伊勢神宮といいます。正式には皇大神宮（内宮）・豊受大神宮（外宮）の二つの御正宮と、別宮・所管社など、一二五社を合わせ、総称を「神宮」と申します。

その伊勢神宮で式年遷宮というのが平成二五年に行なわれました。二〇年ごとに御祭神が新しい新宮に遷られる。この時に社殿を作り変え、神様の御装束や神宝類をすべて新しくし、御神威の一層の高まりを願うもので重儀であります。一二五社すべて造りかえるのではなく、御正宮と別宮、そして必要なものだけをやられております。平成二七年三月に外宮の風宮の遷宮が終わりました。それをもつて第六二回の式年遷宮は完結しました。

それでは二〇年毎の意味は何なのかということですが、研究者によつて様々な説があります。例えば二〇という数そのものに意味があるのだというものから、あるいは技術の伝承のためには二〇年が、宮大工の技術や御神宝の造り技術が世代を超えて継承するのに良いタイミングだというものから、また夏至などとの天文学的現象との関わりだというような説もあります。あるいは御正宮の建築様式が昔の米蔵を連想させることから、糯米の保存期限が二〇年だからではないかというものが研究者の中から出ています。しかし、これらの意味づけにより一三〇〇年に亘つて続けてきたことに意味があると考えています。二〇年に一度ということが一三〇〇年に続いてきたということは、諸々ありますが、合理的だったから続いてきたとも考えられます。

さて、実際の式年遷宮ですが、二年前（平成二五年）の一〇月二日に行なわれました内宮の遷御の儀についてご紹介したいと思います。三〇〇〇人の特別奉拝者が招待され、一般の方がシャットアウトされた中、行なわれました。幸運にもその奉拝者の一人として参加できましたが、肉眼ではほとんど見えませんでした。でも、「カ

ケコウ、カケコウ、カケコウ」の三声、天の岩戸の扉を開く伝承に基づき行なわれる鶏鳴三声の中、出御されます。不思議なことなのですが、その時、一陣の風が内宮の御神域の中をすつと通っていました。このことはその場にいらんな方がメディアを通して書いております。私は宗教人ですが、神の存在証明とか、そういう意味ではなく、そういうことを一三〇〇年続けてきて守っているなかには、人智を越えて神秘靈妙なことがあるものだと思います。

そして、当宮のことですが、藤崎八幡宮は承平五年（九三五）、第六一代朱雀天皇の勅願により、関東で承平の乱・平将門の乱、瀬戸内では天慶の乱・藤原純友の乱が起き、世情が不安な時に山城国、現在の京都府の石清水八幡大神を勧請して創建されました。御祭神は三柱で、一の宮に第一五代の応神天皇、産業繁栄の神様ですが、後に清和源氏の氏神として、武士社会で武運長久の神として崇敬を受けます。鎌倉幕府が開かれましたら、鎌倉には鶴岡八幡宮が創建されました。全国に武士が進出するとともに各地で信仰が広がり、古事記に出てくる神様です。海上交通や交通安全の神様でもあります。そして三柱目、三の宮の神様は神功皇后です。第一四代仲哀天皇の皇后で、応神天皇のお母さん、母神になります。これは子育て・安産の神として崇敬を受けております。

藤崎宮の名前ですが、勧請の時に勅使が持参した藤の鞭を折り埋めたところ、枝葉が繁茂したので藤崎の名称となりました。藤崎台球場のところに社殿はあったのですが、西南の役で、社殿を焼失しました。その後、現在の井川淵に移っております。また、藤崎八幡

宮の「幡」が、八幡の「幡」と違うのは第一〇五代の後奈良天皇宸筆の勅額「八幡藤崎宮」に拠るものです。それ以来、八幡の幡の字を使います。同じハタを意味する字なのですが、刺繍の付いた広いハタ、天皇陛下が即位された時に使われた万歳幡などで、この字を使います。敷地には拝殿があり、その奥に千木が見える建物が本殿になります。

昨年（平成二六年）の七月一日から九月二八日まで、熊本県立美術館で、「藤崎八幡宮の歴史と名宝」展を開催させてもらいました。後奈良天皇宸筆の『八幡藤崎宮扁額』の他、二二点出品しました。それには御神像も文化財の調査以外では初めて一般に公開しました。僧形八幡神坐像と女神坐像になります。伝承では応神天皇と神功皇后の姿を模してつくったといわれています。鎌倉時代の後期の作品になります。クスを素材としているので、九州の作品であると県立美術館の有木氏は述べています。中を刳り貫いた構造になっています。

今日のテーマになる記録と保護ということですが、今回の展示ではじめて私たちも先ほどのことなどがわかりました。というのも御神像は信仰の対象物だったため、一般に公開する前にも神職の中には、見ると目が潰れると本気で信じている人もいました。神社としては御神像の公開には検討を要しました。では何故公開したかというところ、二つ理由があります。一つには平成二二年に応神天皇一七〇〇年式年奉幣祭の記念事業の一環としての位置付けがありました。全国に八幡社は四万社あり、旧官国幣社を中心に十社だけ天皇陛下からお供えものを賜わりまして、藤崎宮も宮司が宮内庁に参

行しました。もう一つは第六二回伊勢神宮式年遷宮を奉祝し、平成二五年度に東京国立博物館及び九州国立博物館で開催された「国宝大神社展」で全国各社の御神像が公開されたこともあり、それが後押しになりました。

この御神像の二体は国指定重要文化財に指定されており、その他にも藤崎宮には県指定重要文化財になっているものが五つあります。

「色々韋威胴丸鎧大袖付」「黒革包勝色糸威二枚胴具足」「太刀 銘元国」「刀 銘東肥熊府住延寿宣勝」「刀 銘越前守藤原国次」です。「黒革包勝色糸威二枚胴具足」は、元禄二年（一六八九）に三代藩主細川綱利公が奉納したもので、三斎流のもので、記録が大切だと思ったのは、実は前にこの具足を撮影した時には兜に山鳥の尾羽根がちゃんとあったのですが、今回、十年ぶりに出してみたら、山鳥の尾羽根が劣化して、展示に耐えられないようになっていました。今回の展示に合わせて調査してわかったことです。山鳥は保護鳥獣になっていて、尾羽根の調達がなかなかできないことになっています。また神社には太刀がありません。一ノ宮御太刀、二ノ宮御太刀、三ノ宮御太刀があります。今回調査でわかったのですが、一ノ宮御太刀に錆がきており、すぐにでも対応をしなければいけない状況になっていることを専門家からいわれ、早速、手だてをしていきたいと思っています。そのほかに祭礼の絵巻が展示されまして、それは加藤家・細川家から奉納された絵巻で、八幡縁起の絵巻です。永青文庫さん所蔵の絵巻には、当宮の江戸時代の例大祭の様子、神幸式の様子などが描かれています。

これまでの話は有形文化財公開の話ですが、神宝類の文化的価値を確認でき、写真データとして記録できたことは非常に大きい意義がありました。信仰上のこともありまして、御神像などは一般の方に見せられないものです。ただ画像として残していただいたということ、今後の活用の幅が広がった点では非常に良かったと思っています。それから文化財の補修及び保存環境、公開等は、適正かつ慎重に検討したいと考えています。御神像を含む神宝類を公開するに当たっては、関係者に参列頂き、神前にて奉告祭、報賽祭を斎行しました。出してよろしいですか、御祭神にお伺いする、戻ってきましたら、無事に戻ってきましたと報告します。神事として行ないました。

こうしたことが無形文化財にどのように繋がっていくのかといいますと、やはり記録、伝えていくということは大変大事なことだと思います、当宮の例大祭は九月一三日からはじまります。市指定の無形文化財になっている新町の獅子舞の飾り卸しからはじまります。メインの神幸式は、今年は九月二〇日、日曜日に行なわれました。日には安易に変えているわけではありません。神社にとってお祭りは最も大切であり、一年に一回、御神威の更なる発揚と御神徳への感謝をするための最大の祭り、献幣祭を藤崎八幡宮では九月一五日に行なっており、過去においてはペストの流行などで変わった時期もありますが、基本的には変えません。御祭神に瑞々しく若々しくあつてほしい、すなわち「常若（トコワカ）」を願って行なう一番大きい祭りになります。神幸式は献幣祭が終わった後に行なうもので、祝日法の変更等の諸事情により今は九月十六日以降

の最初の日曜もしくは祝日と決めています。新町の御旅所のお能は四百年を越える歴史を持つております。こういうものを有形の文化財で勉強させてもらった部分を活かして、今度は無形の文化財、当宮の例大祭、神幸式を中心にしたものに繋げていきたいと思っております。広報に務め、当宮も市、県、国の指定をめざしていきたいと考えています。

まとまりのない話になりましたが、ご清聴ありがとうございました。

5、パネルディスカッション

「民俗文化財の記録・保存を進めるには」

鈴木▼ これからパネルディスカッションに三〇分間、時間を用意させてもらっています。いろいろと論点が多岐に亘ると思いますので、早速開始させていただきますと思います。

パネリストからはそれぞれの立場からご報告をいただきました。本日のシンポジウムのタイトルである「熊本の民俗文化とその魅力―民俗文化財の記録と保護のミニ・シンポジウム―」が趣旨です。端的に申しますと、「熊本の民俗文化というものは、こういう魅力があるのだな」ということをご理解いただいて、それを広く発信していくためにはしっかりとした調査記録の作成が大事であるというものです。ところが、その記録作業につきましては、開催趣旨に

もあるように熊本の民俗文化財は多様にあるにも関わらず、調査記録が十分に進んでいないのではという認識がありまして、その記録・保存を進めるにあたり、公共機関や県民の皆さまの力をお借りしながら、どういった形でその魅力を発信し、記録を作成していくのか、そして地域の振興につなげていくのか、ということが課題になっていくと思います。

先ほどの基調講演、御報告の中でありましたことを簡単に私の方でまとめさせていただきたいと思えます。民俗文化財の魅力と言いましたが、民俗文化財というのは祭礼にしても民俗文化にしましても太古の時代から形を変えずに伝承されてきたということはありません。さまざまな歴史を経て、姿かたちを変えながら、今の形になっている。各時代を経る中で、何か必要なものが蓄積されて、行事の核となり、その核の部分こそが魅力といえるかもしれません。それが何なのかということを行事の主体である地域の方々が見守り支える外部の方々と共有していただくことが大事ではないかと考えています。

こういった認識のもとで、地域の祭りを伝承していくということは様々な困難があるわけですが、にも関わらず、行事を地域の中で伝承し未来へ繋げていこうという姿勢が大切ではないかという話だったと思えます。そのためにも記録を作成するということになるのですが、労力をかけ、祭りを行なう方々とそれをサポートする方々との取組みを

記録することが益々重要になるというお話だったと捉えています。

本日は様々な熊本を代表する民俗文化・祭礼行事の中からトピックをこちらで選定させていただきました。阿蘇の御田祭を最初に取り上げましたが、これは稲作農耕の祭り、先ほどの講演でおわかりだと思えますが、熊本の民俗文化財の中で一番早く国の重要無形民俗文化財の指定になったものでして、阿蘇神社や国造神社では農耕祭事が四季を通じて一連のまとまりを持ってずっと伝承されている。収穫から豊年祈願、風や霜の害を避けるための一貫した祭事が行なわれる地域は、現在日本の中でも、このようなまとまった形で残っているのがほとんどない。ですから日本の農耕生活の推移、庶民信仰の姿を知る最も典型的な例ということで国の文化財になっています。早い段階で指定を受けていることから、非常に大きな魅力を持っていることがわかれると思えます。

続いて渋江家文書ですが、これは市や県の文化財としてリストアップされているものではありませんが、これは菊池市天地元水神社というところに四千二百点にもわたります文書が大量にあります。これが全国的に注目を集めているのは、今日、水神信仰の家だという報告がありました。日本全国に伝わる河童誕生の説話・伝承があり、その一つに大きな寺社を造営する時にヒトガタに命が吹き込まれ、工事が終わった後、用済みになったから川に流されて、そ

れが河童になったという伝承があります。それに基づく古文書が肥後菊池の渋江家には一六世紀以来、残っています。そのような水神信仰の歴史を記録として持っているお宅ということで、また、儒学者であり、教育者でもある家柄でした。九州一円、それから中国や京阪神に至るまで、この渋江家の水神信仰というものが近世には続いています。



パネルディスカッション

そして、八代妙見祭と藤崎八幡宮の例大祭ですが、阿蘇神社の祭りとは異なって都市祭礼の一つの形になっています。八代妙見祭は、先ほどありましたが、ユネスコの無形文化遺産登録に向けて、非常に期待が高まっているお祭りです。近世城下町に発達した山鉾・屋台が出る祭礼という点で非常に評価が高い。都市祭礼の典型である、九州南部を代表する大規模な祭礼行事であると評価されている。その八代の妙見祭の神幸行列を考える際には、藤崎八幡宮の例大祭や熊本市内の様々な祭り、河尻神宮ですとか、北岡神社のかつての神幸行列の姿との比較対照などの作業が、非常に重要な意味を持つてくると考えています。そういった観点から熊本を代表する祭りとしていくつかのトピックを御紹介させていただきました。

また、フロアーの方から何か質問をいただけないでしょうかというところで、ご質問をいただいておりますが、その前にご講演・ご報告をいただいていた皆様の方にもう一度補足する形でお話いただければと思っております。

今日、二番目にご講演いただいた前田先生から無形の民俗文化財を記録する意義についてのお話をいただいたのですが、今まで記録されてこなかったものを記録することだけでも意義があるが、しかし、目的意識を持って記録をしなければいけない。そのことによって、伝承をしようとする意識の向上や問題意識を持ち、それが価値の再発見にもつながるといってご指摘もいただきました。これから熊本の民俗や行事・祭りを考える上で非常に大事な視点だろうと思います。全国各地で民俗や行事について調査をされている中で、記録をすることによって、地域の方々の意識が向上し、大きな動きが生まれたという事例が多々あると思います。熊本の事例に入る前に、各地の例をお教えいただければと思いますが・・・。

前田▼ 鈴木先生の方で私の話は上手くまとめただけきましたので、先ほどお話したことに補足はありませんが、記録作成に関わる成功例については、ここ数年全国でいろいろな調査に関わっています。国指定の後に地元が熱心に伝承活動に取り組み、地域も活性化してきているのは、本日、早瀬さんから報告がありました。八代の妙見祭です。八代市

は、妙見祭の調査事業をはじめとし、祭りの保存・活用に熱意をもって取り組んでおり、文化庁の仕事の中で、無形の民俗文化財の保存・活用の良い例はないかといわれると、熊本にいるからで言うわけではありませんが、八代市を事例にあげています。このように良い事例が熊本県内にありますので、ぜひ皆さん注目していただきたいと思えます。

文化庁の各種の事業の中で、調査や映像記録の作成は多々行なわれているのですが、記録をとるだけで終わることも少なくありません。また、そうした事業が動いていることを地元の方々も知らない。記録が完成しても、映像の場合などは、上映会をやったり、博物館で公開したりすることも必ずしも行なわれていません。また、記録の管理も十分にできておらず、どこに所在するのか分からないという状況が生じる場合もあります。さきほどお話したように目的意識を持って作っていただくということ、どのように記録を活用していくのか、自治体や博物館、伝承に携わる保存会などが話し合い、その上で記録の作成に取り組んでいただくと、鈴木先生がおっしゃったような地域の人たちの意識の向上など大きな動きに繋がっていくのだろうと思います。

鈴木▼ はい、ありがとうございます。そういった話の流れを受けて、早瀬先生にお話をしていただきたいと思うのです

が、先程ご報告の中で、八代妙見祭の祭礼を記録することについては、常にその内容を更新していく必要があるとおっしゃっていました。また、祭りというのは、参加する人たちは自分の活動で精一杯で、全体を見るということとはできないので、全体性を認識するためにも記録が必要だと言うことをおっしゃいましたが、これから先、どのような記録のあり方、どういう動きが必要なのか、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けて、地元の方々のお気持ちも盛り上がっていると思いますが、その中で感じられる、長い目で見て祭りの変化というのは、何処まで許容されるのか、ここまでは駄目だ、ここから先は考えなければならぬといった色々なお考えをお持ちだと思いますが、今後の記録の必要性とユネスコへの取組みの中で感じられることを中心にお話をいただければ助かります。

早瀬▼ 祭礼というのは無形の文化財でして、その時の人によって変わることがあります。記録をする、客観的に事実を記録することが非常に大切です。私たちが祭礼調査に関わりました時には、昔のことを小さい時から聞いておられる古老の方がいらして、非常にいろんなお話を聞くことができました。ここはこうじゃないと駄目だとか、町の人に厳しく取り扱いをちゃんとしないといけないとか、管理などをするさくいう人がたくさんいらっしゃるんですけど、この二〇年間にほとんど亡くなられてしまいました。自分の出

ている町の出し物がどういうものなのかを知らずに出る人も多くなっています。そして、中心市街地の人が中心となっ
ていきますので、住んでいる人も少なくなつて、他所からの
手助けを得ないとなかなか出られないような状態になつ
て、予備知識のない人が出る機会が多くなっています。今
後も博物館と文化振興課が協力して何年かおきには調査を
していく、積み重ねが長い目で見た時に、あの時は、こう
いう理由で変更したということがわかるようにしていく必
要があるかなと思います。

それからユネスコに向けて、八代では経済団体を中心に
盛り上がっていますが、祭りのことを知って、いろんなこ
とをしなければいけないということを少数ながら思ってい
る人はいますので、そういうところに講演にいつて、話を
したりすることはあります。

また、出し物の笠鉾というものがありますが、それを維
持するところも三軒や五軒で維持していくところもありま
して、そういったことからそれらをまとめて一ヶ所で一つ
の建物が収めたらどうだという意見もあります。個人的な
意見になりますが、町で、ずっと目の届くところで約二百
年維持管理してきたという歴史もあります。二百年以上受
け継いだ実績がありますから、可能な限り、現状のまま残
して欲しいと思っています。ですから、一ヶ所という意
見に強く抵抗しております。難しいところで、少数派になつ
ております。こういったところが譲つてはいけなところ

だと思っています。どうしてもできなくなつたら、仕方が
ないと思つていますが、可能な限り、長い伝統のある方法
で残した方が良いと考えています。

別な話になりますが、七夕綱を選択にしていただけで、
地元でも非常に盛り上がっておりまして、今行なわなく
なつた地域でも、これを機会に復活させようという声も出
てきており、ありがたいと思つています。こういったこと
もありますので、地元の人が気づかなくても国とか県とか
で、指定という形で認めてもらおうと自分たちもやる気が出
るし、他の所もやってみようかなということもありますの
で、そういうためにも最初に記録を正確にとつておくこと
が基礎的なことだと考えています。以上です。

鈴木▼

本日、芦北と八代の七夕綱については、大きく取り上げ
ていただきましたが、地元でもこうした指定を受けて意識
の变革が起きているということですね。

祭りの祭礼行事というのは、祭りの華、「顔」になる部
分が注目されますが、八代妙見祭では華麗な神幸行列が価
値の高いものとされます。前回のシンポジウムで取り上げ
ました熊本市内の藤崎八幡宮の例大祭は熊本市を代表する
祭り、民俗行事ですが、今現在での祭りの華としては、
企業や高校のOB会が中心となつて行なっている飾り馬の
奉納団体が注目されています。藤崎宮の祭礼全体を見ます
と、さまざまな要素が他にもあります。御旅所でのお能、

あるいは古い歴史を持つ和歌式、生け花の奉納などがあると思います。

本日は岩下先生からのご報告は御神宝の公開の話を中心にお伺いしましたが、最後のところで、記録によって価値の再認識をするということに絡めまして、祭礼についてもご報告がありましたので、その点についても補足があればお願いします。特に神幸式における神事としての核の部分、市民に広く知っていただきたいところがあれば、お話しただきたいと思います。

岩下▼

今、鈴木先生からおっしゃっていただきましたが、祭礼というのは、どうしても藤崎宮の場合は、八代神社さんのように非常に洗練されて、祭りそのものでなく、祭りを皆さんにどのように見せるか、紹介するのかがということがうまく出来ておりません。どうしても奉納行事の中の飾り馬だけにスポットライトが当たっており、そういうお祭りだという認識はまだ多いような気がします。

神社側も広報活動を行ない、情報を発信していく時代になったのだと考えています。今日は八代神社さんの取組みなどが聞けて参考になりました。早瀬先生が今日配られた資料の中に八代妙見祭のダイジェスト版というものがあり、その中にも書いてあるのですが、砥崎河原で馬追いや亀蛇のパフォーマンスで歓声が上がると、神輿・獅子・神馬は中宮跡に以前、妙見宮のあったところについて神事を

行い、八代神社に帰ってきますと紹介されています。妙見祭は砥崎河原でやっていることに注目が集まりますが、やはり神社側として、こういう祭礼をきちんとされている。

これが当宮の場合、何になるのかということですが、それは先ほど鈴木先生からご紹介がありました。九月十三日に新町の獅子舞の飾り卸し、そういった御祓いの行事は肅々と昔からは変わらずに行っています。そして奉納のお花とか、献茶が的々社の肥後古流で行なわれています。第一日祭・第二日祭に組み込まれています。そして三日目が献幣祭という大きな祭儀があります。そのあと、神幸式の時も御発輦後には新町の御旅所では四百年を越える伝統の能の奉納があります。これは在熊の能師さんだけでなく、各地から藤崎宮のために奉納ということで、遠くは東京・大阪・名古屋・福岡からも駆けつけていただき、御駐輦された御神輿の神様の前で奉納する能があります。本来はお金を払って見るような能が、その時は神様に奉納ですので、一般の方にも自由に見ていただいております。そういう文化的にも価値が高いものを見ていただけるといって、このあたりの広報が不足しているのだなと思っております。今日のいろんなところのものを参考に考えていきたいと思っております。以上です。

鈴木▼

ありがとうございます。熊本の民俗文化財の中で、阿蘇の農耕祭祀というのは、非常に大きな意味を持っている

のですが、今日は佐藤先生にご講演の中で、さまざまな祭りを構成する要素というのは、歴史の中で変化をして受け継がれている。他の地域の民俗文化との比較によって、ノウチのことや様々な要素の意味が読み解いていけるというところをご指摘いただいたのですが、フロアーの方から質問が一つ出ておりました、御田祭りの時の御神輿の下のカヤの意味、マコモの意味についてご質問が出ております。それについてお答えいただくと同時に民俗文化の記録と保存の重要性ということがテーマになっておりますので、長く熊本県文化財保護審議会委員をされていて、熊本県内の民俗文化を調査されてきた経験から、記録が進んでいないことに関して具体的にお考えをお持ちだと思いますので、その辺のところも含めて補足的にお話をいただければと思います。

佐藤▼ マコモはカヤの一種です。カヤというのは穢れを祓うもので、皆さん馴染みの深いものとしては、輪くぐりの時に使うものもカヤですね。夏越しの輪くぐりのカヤです。それから阿蘇の高森町草部に阿蘇神社と関係が深い草部吉見神社が祀られています。阿蘇津姫の父が祭神です。現在は御旅所が常設のものになっていますが、嘗ては新しいカヤで祭りの時にお仮屋が作られていました。マコモと書いてありますが、カヤの一種として捉えて下さい。私が資料として配りましたもので、資料1の中をちよつと見ていただ

きたいのですが、田植ノ祭りについて「同月二六日に御田植之御祭禮」の前の行に「同日無田ノ口一二ノ蒲牟田ヨリ蒲十七束、湯之浦ヨリ納之」と書いてあり、「ガマ（蒲）」という言い方もするようです。私も植物の専門じゃないのでわかりません。「ガマムタ（蒲牟田）」というのは決まった場所からお祭りの前、六月二十日に蒲を取ってきて、それを神輿の下に敷いたのだと思います。資料7によりますと、「ガマムタ」で、最初にお祭りの神供の粽をつくるために蒲を刈取って、その後村人も取って良いというようになっていく。場所も決まっているし、それも日も決めて取りに行っている。新鮮なマコモを神のために用意するということです。おそらく輪くぐりのカヤの輪もそういう意味で決まった場所です。新鮮なマコモを神のために用意するといふことですね。おそらく輪くぐりのカヤの輪もそういう意味で決まった場所です。今もなかなかに輪くぐりのカヤも取れなくなって、地域によっては困っているらしいですね。お宮さんもあるようですが、カヤが神聖なもので何故ケガレをはらうものとなって珍重されていたのか、私の方も研究しておりますが、植物の分野の人も含めて、カヤについて研究できたらいいなと思っています。それから熊本の祭りについて私は常日頃思っているのは、藤崎宮の祭りも非常に良いのですが、嘗て熊本の城下町ではありませんが、周辺の町として川尻はとても栄えておりました。川尻の町の祭りというのは、年番の組がありまして、年行事の役が十余年に一回ぐらい巡ってきます。祭りの準備にかける年番地区の人の心意気はすごいものが

ありまして、こうしたものも記録にちゃんと取ってほしいなと思つています。

それと河尻神宮の祭りに非常に似たものとして富合町の六殿宮の祭りがあります。ほぼ同じやり方の祭りをしております。やはり年番の組があります。川尻も富合もそうなのですか、流鏝馬を地区の若者が行なっています。他所からの専門の人を雇ってくるのではなく、馬にも触つたことがない地区の若者が選ばれます。選ばれた若者はまず馬に慣れて、祭り近くになると、自宅を出て別火の生活を流鏝馬の本番に臨みます。この流鏝馬の射手は神様扱いですので、お宮に行く時も他の人が肩車をして、地面に足を付けない、そういうやり方が守られています。私が希望するのは川尻の祭りと富合の祭りの両方を平行して、祭りの実態を捉えることができれば、よりいろいろなことがわかってくるのではないかと思つています。私はこれらの祭りを気にかけております。

鈴木▼ ありがとうございます。県内の様々な祭りを単独で見るとより比較して見る中で、前後関係や重要性などがよくわかってくるということ、いよいよ調査・記録というのが重要だということがわかります。

次に渋江家文書について緒方先生から御報告いただきましたが、これは他のものが現行の民俗行事がどう記録されてきたか、辿って歴史学と民俗学で協議していかなくて

はいけないという話でしたが、この渋江家文書はどちらかというと文書が大量に残っていました、それだけの活動をしていた渋江家の周辺には、当然、民俗文化の痕跡が今日に至るまで各地にあるはずなのですが、断片的には天草では水神を「シブエサン」と呼ぶとか、南小国町の旧家では御札をずっと俵に入れて保存していたとかあるのですが、また鶴崎への道中に渋江家の信仰が残っているのかという課題もあるのですが、民俗の方を発掘しなければいけない。いずれにしても興味を引かれる存在でして、儒学者であり、宗教者であるという性格についても興味深く、近世社会における位置づけについて関心を持たれているという話でしたが、何かお考えがあれば、補足説明をお願いしたいと思ひます。

緒方▼ まだ考えはまとまっておりますけれども、ただ渋江家といった場合、なかなか学問の家という側面が非常にクローズアップされておまして、郷土史が詳しい方は、学問の家というところから入られる。この文書がなければ、配札圈があつた、信仰圈があつたということがわからないまま済まされてきたのではないかと思ひます。学問の家・信仰の家という二つあるのですが、こういうことにどうしてなったのかというと、渋江公正本人は信仰の家としての側面を非常に重要視して、そこはかなり深くアイデンティティを置いていたと思うのですが、それが世間に広まらな

かった。

配札記録とつても、今、現在、神社で配札を行なっている神社の神官さんにはお目にかかることもないのですが、消えていく記録、習俗が消えてしまったということになりますので、残ったものが渋江公正の儒学者としての業績だったのではないかと思います。

残ったものの一面だけを捉えて見た時に、間違った理解をしてしまう危険性が、現在あるということなので、渋江家の場合は本人が残したいいろいろな記録がありますので、多面的に見ることが出来るのではないかと期待しております。それをこれから民俗学的なものから文献学的なものから、いろんなものから見て、それでようやく位置づけができるスタートに立ったのではないかと考えております。

鈴木▼

ありがとうございます。パネルディスカッションの間が終わりに近づいてきましたので、まとめに入りたいと思います。個々の行事についてお知りになりたい方がおられると思いますが、お許し下さい。民俗文化財の記録と保護を進めるに当たって、これからどのようなことが考えられるだろうか、私個人としても考えなければいけない、考えたいと思っておりますが、この辺りについて、もう一度前田先生にお話をお伺いできればと思っております。全国で祭りや民俗行事を博物館や大学、自治体などが協力し合って、記録保存を務めるというあり方ですが、何か市民

の取組みとか、地域の方を巻き込んだ取組みの事例で御紹介いただけるものがあれば教えていただけたらと思います。

前田▼

そうですね。先ほど八代市が妙見祭の調査事業をはじめ、熱心に様々な取組みをしているというお話をしました。今、鈴木先生がおっしゃったような博物館や大学、行政関係者、また、地域者を巻き込んだ記録保存の取組となると、すぐに思い当たる事例がなかなかありません。

自治体の参画という点では、そもそも民俗文化財を担当している行政の職員が市町村にはほとんどいません。国の場合も、私を含めて民俗文化財の調査官は三人しかいないのです。民俗文化財は、先ほどお話ししたように指定制度が昭和五〇年に出来たということで保護の歴史も浅く、そのため担当の調査官の数も少ない。調査官三人で有形・無形の民俗文化財の保護を北海道から沖縄まで行なっているというのが現状です。国ですらそのような状況ですから、都道府県、市町村に至っては民俗文化財を専門とする職員が少ない状況は、なかなか改善されません。このような現状の中で、国の方でも自治体や保存会へ補助し、記録作成事業や調査事業を進めてきています。しかし、事業を実施しても、その成果が上手く活用されず、市民レベルまで到達して、地域をあげて運動のような形まで発展する例はあまりありません。そういう中で、熊本県では、国指定の妙見

祭の保存・活用に積極的に取り組んでいる八代市には期待をしております。

また、民俗学の専攻のある大学は、必ずしも各都道府県にあるわけではないです。熊本県は、幸いにして鈴木先生のいらつしやる熊本大学があります。しかし、大学が文化財関係の調査に関わることは非常に少ない。幸か不幸か、民俗学という学問は、在野の学ともいわれ、官に対する民の学問としての性格が強いせいでしょうか、行政と手を取り合ってやっていくという思想がアカデミズムの中になくように思われます。どちらかというと行政と距離を置いて、自分の研究をやっているという先生方が多く、文化財の調査に積極的に関わるという学問的土壌が形成されていません。そういう意味で、熊本県内には調査の対象となる魅力ある民俗文化財はたくさんあると思いますので、熊本大学で鈴木先生が中心となつてぜひ積極的に調査に関わっていつていただければと願っています。

それから本日の会場である熊本博物館でも、リニューアルされるということですので、ぜひ民俗文化財の調査ですとか、公開・活用の拠点となるような活動を視野に入れていただけたら幸いです。また、フロアーに来ている皆さんは、民俗に関心のある方が多いと思いますが、地元である熊本県内の祭りや年中行事などを見に行かれています。意外に少ないのではないのでしょうか。例えば、七夕綱を見たことがある方はどれぐらいいらつしやいますか。お一人

だけですか。先ほどお話したように、七夕綱については、面的に伝承されているのは熊本しかありません。調査研究も十分に進んでおりません。まだまだ伝承を掘り起こせば、事例が出てくるかもしれません。日本の七夕行事を考える上では重要な地域です。皆さんが県内のいろんな所に出て行って、行事を見ることでも地域は活性化されます。外部から人が訪れることで、地元の人喜びますので、改めて価値を発見していくことになります。県内の小さな民俗行事にも関心を持って、できるだけ足を運んでもらえればと思います。私の方からは以上です。

鈴木▼

ありがとうございます。これから何をしなければいけないか、八代の例に倣いつつ、いろいろ考えていかなければならないことがわかりました。時間がいっぱいになってきましたので、ご質問が一件、今いただきましたが、藤崎八幡宮の馬追の意義についてご質問をいただきましたが、申し訳ありませんが、時間の都合上、後で、個別にお尋ねいただければと思います。パネリストの方々もお互いさらに議論を深めたいと思いますが、時間の関係上、この辺りで締めさせていただきます。最初にいいましたが、熊本には、今回議論に出てこなかった天草・球磨にもまだまだ魅力的な民俗文化財がたくさんありますので、ぜひ引き続きこうした討論を行なっていきたいと思つている次第です。パネリストの皆様、長時間ありがとうございます。

ございました。

福西▼ ありがとうございます。閉会の挨拶も兼ねまして、今日の総括を熊本県企画振興部熊本県博物館ネットワークセンターの國本信夫先生にお話していただきます。よろしくお願います。

6、総括

熊本県企画振興部 熊本県博物館ネットワークセンター

國本 信夫氏

御紹介いただきました熊本県博物館ネットワークセンターの國本です。まずは基調講演から御報告までの先生方、大変ご苦労様でした。一時からという長丁場でどうなるのかなと思っていたのですが、終わってみますと、あつという間でした。

総括という役割を与えられたのですが、鈴木先生がパネルディスカッションでまとめてしまわれたので、総括として話すこともあまりありません。民俗文化財の記録と保護に関するシンポジウムということで今日行なわれたのですが、民俗文化財の持つ意味、前田先生からも記録をとる意味について考えなければというお話がありました。

私たちにとって民俗文化財って何なのでしょいか。四年前になりますか、東日本大震災、大変な災害だったのですが、民俗文化財、

無形のモノも被災しました。人が亡くなり、道具が流されるのです。こうした形で被災しました。それで無くなるのかというと、実は民俗芸能はほとんどと復活しました。コミュニティのアイデンティティと非常に深く関わっています。民俗芸能が復活することによって、コミュニティの復興に役立っています。そういった取組みが東北の方で続けられています。災害は熊本でも何時あるかわかりません。

今日、前田先生の話の中にもありましたが、伝承を続けていくための記録が大切です。記録というのは保存用の記録を指すものが多く、特に民俗の研究者や学者が学問的な要請から民俗の記録をきちんと録っていくことに主眼を置いていましたが、これからは伝承用の記録ということについても充分、気を配ってやっていかなければならないかと感じております。

民俗文化財というと、祭り・行事・芸能と思いがちですが、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料の選択制度」で最初にされたのが、正月行事でして、まだ熊本市内でも小正月のどんとやなどがされているところはいっぱいあります。民俗文化財というものは、このような身近なものなのです。

私たちが伝承してきた暮らし、それが民俗文化なのです。いざ記録ということになると、当たり前前の日常であるために記録をしてお



國本 信夫氏

りません。しかし、時代が変わってきたなと思うのは、今みたいに日本人がカメラを持ち歩いている時代は、過去なかつたのです。今日、会場にいらつしやる多くの方もスマホや携帯電話などのカメラを毎日持つて歩いていらつしやいます。ぜひ、日常の暮らし、民俗文化というのに向けて、カメラを活用して記録をいっぱい残してもらいたいなと思つています。今日一番、うれしかったのは会場が満員で、後から追加で椅子を出すぐらい盛況だったことが良かったなと思います。

残念ながら、このようなシンポジウムをこの博物館のこの場所でやるのは今日が最後になります。リニューアル工事にともない、この建物に入れなくなるそうですが、休館中にも熊本博物館さんでは、こうした取組みを続けていただければありがたいなと思ひます。これを持ちまして、総括とさせていただきます。本当に今日はお疲れさまでした。

福西▼ ありがとうございます。これで本日のプログラムすべて終了となりました。長時間になりましたが、本日はありがとうございました。また時間が超過してしまい、大変申し訳ありませんでした。忘れもの等がないようにお気を付けてお帰り下さい。

○ シンポジウムでご報告いただいた緒方晶子様が、平成二八年八月七日に亡くなられました。ご遺族のみなさまにお悔やみを申し上げますとともに、緒方晶子様のご冥福をお祈りします。